

資 料 編

環境行政の経過

1. 戦前の公害防止対策

本市における公害問題とその対策の歴史は古く、明治16～17年に紡績工場のばい煙が問題化し、その取締りのため明治21年に全国に先がけて、旧市内に煙突を立てる工場の建設を禁ずる旨の府令が出され、さらに明治29年には、「製造場取締規則」（府令21号）が制定された（ここで、わが国初めて「公害」という用語が使われた）。その後、大正14年の第2次市域拡張以後、工業化が更に進み、大阪市立衛生研究所（現、市立環境科学研究所）において降下ばいじんの測定を開始し、このときの調査では、降下ばいじんは1日平均5トンという記録が残っている。

昭和2年、本市は「煤煙防止調査委員会」を発足させ、煙害の被害調査、ばい煙防止取締り等の研究調査を実施しており、同6年には、ばい煙防止規則の制定について、国および府に建議書を提出、ついに翌年6月3日、わが国最初の「煤煙防止規則」（府令）が公布された。

2. 戦後から昭和30年代

第2次世界大戦後、ようやく復興のきざしが見え、産業活動が活発化するに伴い、昭和25年8月には「大阪府事業場公害防止条例」が東京都に次いで制定施行され、事業場から出るばい煙等が規制されたが、激増する公害問題に対処するため、同29年4月には条例の全面改正が行われた。

昭和30年代にはいり、経済の急成長は技術革新や産業構造の変革をもたらし、生活水準の著しい向上をみるに至った反面、大気汚染、水質汚濁等がさらに深刻化し、国における立法措置が望まれてきた。ようやく昭和33年に公害防止を直接目的とする最初の法律として、「公共用水域の水質保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」のいわゆる水質2法が制定されて、水質汚濁対策の基本の方針が打ち出され、次に昭和37年6月「煤煙の排出の規制に関する法律」が制定され、本市など大気汚染の著しい地域における法規制が実施されたこととなった。

本市では、特にスマog対策の緊要性、広域性に鑑みて、府、堺市をはじめ隣接都市と協調しながら対策を進めるとともに、昭和33年からは煤煙防止月間を設

け、さらに工場・事業所に対して、煤煙防止組織の結成を呼びかけ、昭和35年には地区の自主的な組織の連合体として大阪市煤煙防止会連合会（現在、大阪市都市環境協議会連合会）が設立され、事業者の自主的な防止活動の推進が図られることとなった。

地盤沈下の防止に関しては、昭和9年の高潮被害を契機に、観測体制の整備を図るとともに昭和26年から工業用水道の建設整備を初め、また昭和37年制定の「建築物用地下水の規制に関する法律」に先立ち、昭和34年に本市独自の「地盤沈下防止条例」を制定し地下水採取の規制に努めた結果、沈下量も年々減少の一途をたどることとなった。

また、騒音については、昭和29年本市の世論調査をもとに、昭和33年から交通騒音を主眼とする「町を静かに」の市民運動を展開し大きな効果をおさめた。

このほか、昭和37年4月には、市長の諮問機関として、学識経験者などからなる「大阪市公害対策審議会」を発足させ、昭和40年12月、大気汚染物質（亜硫酸ガス、浮遊ばいじん、降下ばいじん）に関してわが国初の「環境管理基準」を答申するなど、以後、本市の公害行政にとって重要な役割を果たすこととなる。

3. 昭和40年代

昭和35・36年における四日市ぜん息の多発、昭和39年の阿賀野川水銀中毒患者の多発などに代表される公害被害の続出と、公害追放の世論の盛りあがりを背景に、昭和42年には、公害対策の基本的姿勢を盛りこんだ「公害対策基本法」が制定され、公害の範囲を明確にするとともに環境基準の設定方針も明らかにされた。これに伴い、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」、「公害紛争処理法」等の関連法が整備され、さらに昭和45年のいわゆる公害国会において「公害対策基本法」の改正をはじめとする関連8法の一部改正と「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」、「水質汚濁防止法」など6法が制定された。引き続き昭和46年の通常国会では「悪臭防止法」、「環境庁設置法」など4法が、その後昭和48年には「公害健康被害補償法」が制定され、わが国の公害関係諸法が整備されてきた。

環境基準は、昭和44年に二酸化硫黄、昭和45年に一酸化炭素と水質、昭和46年に一般騒音、昭和47年に浮遊粒子状物質、昭和48年に航空機騒音、二酸化窒素、光化学オキシダントについて設定されている。これら法制度の整備に伴い、大阪

府においても、昭和46年3月、従来の「大阪府公害防止条例」を全面的に改正し、新条例として制定するとともに、昭和47年12月、「大阪地域公害防止計画」、昭和48年9月、「大阪府環境管理計画」を策定した。

本市においては、従来衛生局環境衛生課の一部門であった公害指導、規制部門を強化するため、昭和44年4月に公害指導課を、昭和45年10月に公害規制課を新設する一方、大気汚染濃度の高い西部臨海地域の西淀川、此花、木津川周辺区について、昭和45年6月以後、公害特別機動隊を発足させ、大気汚染対策を中心とした特別対策を実施した。

また、公害の規制に関する権限が府県から大幅に指定都市に委譲されたのを機に、昭和46年6月には、衛生局と総合計画局公害対策部を統合し、新たに環境保健局として行政の一元化を図り、公害担当部として環境部を新設するとともに保健所に環境課（環境係）を設置し、体制の強化を図った。

大気汚染の観測体制についても、昭和40年に、大気モニタリングステーションを設置し、環境大気の常時監視を開始したが、昭和43年4月に「大気汚染管理センター」を開設し、昭和46年6月に「環境汚染監視センター」と改称するとともに、検査部門を併設し、大気汚染及び発生源の常時監視と科学的究明を行っている。

これらの組織・機構の整備とあわせ、昭和46年8月に、硫黄酸化物対策を中心とした「大気汚染防止計画基本構想」（クリーンエアプラン'71）を策定し、強力な防止対策を実施したが、昭和48年11月には、これをさらに改訂整備し、自動車排出ガス対策を含めた総合的な「クリーンエアプラン'73」を策定した。また、自動車排出ガス問題については、昭和43年に大阪府警察本部、大阪陸運局（現、近畿運輸局）、関係民間団体とともに、「大阪自動車排出ガス対策推進会議」（昭和57年6月「大阪自動車公害対策推進会議」と改称）が発足された。

水質汚濁防止対策では、昭和48年3月、下水道整備、河川の浄化及び環境改善を目標とした「クリーンウォータープラン」を策定し、また、昭和49年6月に「河川浄化対策本部」を設置し、各種事業の調整をはかりながら河川浄化対策を強力に推進している。

他方、企業の生産活動や公害防止対策から発生する産業廃棄物については、昭和40年頃から問題意識が各界でもたれるようになり、本市でも昭和43年に実態調査を実施するとともに、昭和46年9月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

の施行に先立ち、昭和46年2月に大阪府と共同で~~助~~大阪産業廃棄物処理公社を設立し、産業廃棄物処理対策を実施してきた。

公害被害者救済については、昭和44年12月に西淀川区を対象に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づく救済措置を行ってきたが、昭和48年6月に「大阪市公害被害者の救済に関する規則」を定め、国の補償制度が施行されるまでの暫定措置として、療養生活補助費等の支給を行ってきた。その後、昭和49年9月「公害健康被害補償法」が施行され昭和49年11月、昭和50年12月の地域指定の拡大によって、全市域が同法の指定地域となった。

また土壤汚染については、昭和45年11月に本市の一部でカドミウムによる農用地汚染が指摘されたが、その原因究明と健康調査を実施し防除に努めた。

その他昭和42年9月から公害防止設備資金融資制度を設け、公害防止設備の設置、改善を進めてきたほか、昭和45年から公害防止事業団事業等を活用して公害発生源工場の移転・集団化事業を促進するとともに、買収工場跡地を公園等の公共の用に供するなど公害防止の推進と生活環境の改善に努めてきた。

4. 昭和50年代

昭和40年代後半における公害関係法令の整備・充実によって、発生源規制はじめとする各種施策が強力に推進され、大気汚染をはじめとするかつての危機的な状況はこれを一応克服することができた。

しかし、都市化・産業化が年々進展する中で人々の生活様式も向上・変革し、これに伴って公害問題はさらに複雑・多様化することになった。

国においては、新たな対応が必要となった交通公害や水質汚濁、廃棄物問題等に対処するため、関係法令の整備・環境基準の設定・排出基準の強化等を引き続き行ってきた。

一方、これまですすめられてきた現状改善のための公害対策と併せて、環境汚染の未然防止を図ることの重要性が広く認識されることとなり、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、公害の防止等について適正な配慮を行うための環境影響評価の取り組みが一段とすすめられ、国においては各省庁の所管する個別法又は行政指導等によって事業の種類ごとに環境影響評価が実施されるようになった。

これらの法制度化については、昭和45年4月に中央公害対策審議会が「速やか

に法制度化を図るべきである」との答申を行い、昭和56年4月には政府としての環境影響評価法案が国会に提出されたが、昭和58年11月の衆議院解散に伴い、審議未了のため廃案となった。

しかし、当面の実態に対応するため、法案要綱をベースとして、昭和59年8月に、「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われた。

地方自治体においても制度化の機運が高まり、北海道、東京都、神奈川県、川崎市における条例制定をはじめ、要綱等の制定団体が多数にのぼっている。

このほか、昭和52年にO E C D（経済協力開発機構）環境委員会が、日本の環境政策について、「今後は、日本の政策が汚染の防止のみならず、より広く一般的な福祉の向上、合理的な土地利用、自然及び文化的遺産の保護をも対象とした広範囲な基礎をもつ環境政策へと進展していくことが期待される」と評価しており、その後、生活環境に潤いや美しさを確保していくとする動きが次第に大きくなってきた。

大阪府においては、国の措置等とあいまって、昭和52年9月「硫黄酸化物総量規制基準及び燃料基準」の告示、「大阪地域公害防止計画」の見直し（昭和53年3月策定）等を行った。

また、昭和53年6月瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律により水質総量規制が制度化され、昭和54年6月から施行された。これに基づき、昭和55年4月化学的酸素要求量に係る総量削減計画が告示された。

一方、瀬戸内海の富栄養化対策については、昭和55年1月に「大阪府合成洗剤対策推進要綱」を制定するとともに、昭和55年5月には磷及びその化合物に係る削減指導方針を告示した。

さらに、カラオケ騒音については、昭和57年10月大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」が告示（昭和58年4月施行）され、また、環境影響評価制度については、昭和58年1月大阪府公害対策審議会から「環境影響評価制度のあり方について」答申を受けた。この答申をふまえ、昭和59年2月「大阪府環境影響評価要綱」を制定（昭和59年4月全面施行）した。

この他、昭和57年12月に「大阪府環境総合計画（ステップ21）」、昭和58年3月に「大阪地域公害防止計画」の第3次策定を行った。

本市においては、規制の強化等に伴い工場・事業場等に対する徹底した規制・指導を行いながら、自動車交通公害に関する諸問題や、河川の浄化、廃棄物問題

等を中心に取り組みをすすめてきた。

大気汚染の状況については、昭和48年に策定した「クリーンエアプラン'73」によって改善されてきており、硫黄酸化物については、昭和53年3月からの総量規制や、硫黄酸化物対策指導要領による対策の効果によって昭和54年度以降すべての測定局において、二酸化硫黄に係る環境基準の長期的評価を達成している。また、一酸化炭素も、昭和54年度以降環境基準を達成している。しかし、二酸化窒素や浮遊粒子状物質など一層強力な対応が必要なものもあり、これまでの対策を継承しつつ長期的な観点から健康で快適な都市環境の創造に向けて、昭和59年1月「大阪市大気環境保全基本計画」(ニュークリーンエアプラン)を策定した。

また、移動発生源対策に資する調査・検討を行うため、昭和55年12月に「沿道環境調査検討会」を設置するとともに、昭和57年6月「大阪自動車排出ガス対策推進会議」を「大阪自動車公害対策推進会議」に改称し、自動車騒音を含めた総合的な自動車公害防止に関する施策を積極的に推進してきた。

河川浄化対策については、昭和48年に策定した「クリーンウォータープラン」の推進によって、各種の事業や施設が整備・充実され、ほぼ所期の目標を達成するまでに至った。しかし、寝屋川水系等については上流域を含めてなお諸対策を強化する必要があり、水辺環境をさらに広げていくため、昭和58年5月、「大阪水域環境保全基本計画」(クリーンウォータープラン'83)を策定した。

このほか、廃棄物問題の多様化・複雑化に対応するため、昭和51年3月に「大阪市廃棄物処理計画」を策定し、収集・運搬・処理・処分等に係る環境保全上の基本的事項を明らかにするとともに、とくに産業廃棄物の資源化・減量化・無害化等の推進を図っている。また、昭和57年3月に大阪湾圏域の広域処理対象区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るために本市をはじめ関係地方公共団体により「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立された。

また、廃棄物行政の一元化を図るため昭和58年6月、産業廃棄物指導課が環境保健局から環境事業局へ移管された。

さらに、環境影響評価については、大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上の見地から市域内に係る環境への影響について審議し、市域の良好な環境の確保に資することを目的として、昭和59年3月、「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」を制定した。

5. 昭和60年以降

昭和50年代に引き続き都市・生活型公害が顕著になり、また二酸化窒素による大気汚染が大阪市を含む大都市で依然として環境基準未達成の状況にあることにより、昭和60年4月、環境庁に「窒素酸化物対策検討会」が設置され、中期的視点に立って将来の環境状況の動向を予測し、関係方面における今後の窒素酸化物対策の具体的な取組みにも資するよう、今後の対応の方向を示すことを目的として昭和60年12月「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」が取りまとめられ発表された。

また、環境をめぐる諸条件の変化や環境問題の複雑・多様化を踏まえて、21世紀を展望しつつ昭和60年代における環境対策を推進するための指針が、「環境保全長期構想」として昭和61年12月環境庁により公表された。

さらに、地球全体の環境保全への取り組みがさけられるなか、平成4年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（地球サミットUNCED）」が開催された。平成5年3月には、地球環境時代にふさわしい環境基本法制を整備するべく環境基本法案が国会に提出されたが、衆議院の解散により廃案となった。

大阪府においても、今後の窒素酸化物対策のあり方を示すものとして、昭和61年2月「大阪府域における当面の窒素酸化物対策」が取りまとめられる一方、昭和63年3月および平成5年3月に「大阪地域公害防止計画」が順次策定された。一方、21正規における大阪府の望ましい環境のあり方を示すため、平成3年9月「大阪府新環境総合計画（NEW STEP 21）」が策定された。また、新しい環境保全条例（仮称）の制定に向け、平成5年2月に大阪府公害対策審議会に、そのあり方について諮問された。

本市においては、ニュークリーンエアプランに基づき、昭和60年4月、固定発生源に係る窒素酸化物対策として「大阪市窒素酸化物対策指導要領」を策定する一方、移動発生源対策を強化するため、平成元年2月に「大阪市自動車公害防止計画」を策定した。

さらに、これらの計画を包括する一方、快適な環境を求める市民意識の向上等の状況に伴い、従来の規制型の公害行政から、未然防止・予防型の環境行政、更に良好、快適な環境を創造していくため中・長期的な視野に立って、地域の望ましい環境のあり方およびその実現にむけた環境分野の総合的な計画を策定すること

とし、平成元年3月に学識経験者からなる「大阪市地域環境管理計画検討委員会」を設置した。同委員会の報告に基づいて平成3年7月「大阪市環境管理計画（EPOC 21）」を策定した。

昭和63年4月には各種施策の拡充と推進を図るため機構改革を実施し、環境部においても近年の公害の態様の変化、環境問題の質的変化に対応するため、各課・係の統合、移管、名称変更ならびに新設を行い、新しく環境管理課・計画調整課・環境保全課・自動車公害対策課・環境汚染監視センターとして体制の強化を図った。さらに平成5年4月には計画調整課を環境計画課に、環境汚染監視センターを環境情報センターに改称、充実を図った。

まず、大気汚染対策（固定発生源）としては、大気汚染防止法施行令の改正（昭和63年10月）により、ばい煙発生施設が追加されるという背景のなかで、今後、熱電併給（コーチェネレーションシステム）の普及に伴い市内の固定型内燃機関（ガスタービン、ディーゼル機関及びガスエンジン）の設置数が急激に増加するものと考えられるため、本市の窒素酸化物汚染状況を考慮して、法対象の規模を拡大し、さらに上回る基準を設定した「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を平成元年2月施行した。

一方、法律や条例の規制対象外である業務用小型ボイラー等から排出される窒素酸化物の削減を図るため、平成3年4月に「大阪市低NO_x機器普及促進方針」を策定した。

さらに、平成4月10月には「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」を策定し、対策の強化を図った。浮遊粒子状物質対策としては、平成元年7月に本市公害対策審議会から浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本的な考え方を「浮遊粒子状物質対策のあり方について」として答申された。今後は、この物質の発生源が多様であり、汚染メカニズムが複雑である等未解明な部分が残されているため、調査研究を継続していくとともに、この答申を踏まえて計画を策定し、具体的な施策を推進していくこととしている。

次に、移動発生源対策としては、幹線道路の沿道における環境を保全するため、平成元年2月に策定した「大阪市自動車公害防止計画」に基づき、低公害車の普及拡大を図るべく平成3年8月「大阪電気自動車コミュニティシステム事業推進協議会」を設立し、市内に急速充電スタンドを設置し、電気自動車の普及に努めている。また、平成2年4月から毎月20日をノーマイカーデーとして自動車の利

用を控えるキャンペーンを行っている。さらに、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」が平成4年12月に施行され、自動車排出ガス対策が一層強化されることになった。

さらに、二酸化窒素による大気汚染状況の顕著な改善がみられないことから、昭和63年7月、国に対して窒素酸化物緊急対策を講じるよう働きかけた。その結果二酸化窒素濃度が比較的高くなりやすい冬季に重点をおいた季節大気汚染対策が実施されることとなり、特に濃度が一番高くなる12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、工場・事業場に対する燃焼管理の徹底、ビル等暖房温度の低め設定、自動車対策として自動車運行の自粛などの呼びかけ等の実施を国・府と連携して推進している。

悪臭防止対策として、現行法では規制の実をあげることが困難な悪臭防止規制に官能試験法を導入することを目的として、昭和61年4月「大阪市悪臭防止指導要綱」を制定、施行した。平成元年9月に悪臭防止法施行令が一部改正されたことにより、平成3年4月本市公害対策審議会の答申を基に追加、低級脂肪酸4物質の規制地域の指定および規制基準の設定を行った。

このほか、今後の総合的な環境施策推進の支援システムとして「環境データ処理システム」を昭和62年3月に導入した。

公害被害者救済については、昭和49年に「公害健康被害補償法」が制定され、民事責任を踏まえた制度として汚染原因者の負担により健康被害者に対し各種補償給付の支給等を行い、その救済に大きな役割を果たしてきたところであるが、昭和62年9月公害健康被害補償法の一部を改正する法律が公布され昭和63年3月1日から施行された。

これにより、第一種地域の指定はすべて解除され、公害患者の新規認定は行わないことになったが、既存の被認定者に対する補償を継続するとともに、今後は地域住民を対象に大気汚染の影響による健康被害を予防するため環境保健事業と環境改善事業を実施し、健康の確保を図ることとなった。

本市もこれを受け、総合的な環境保健に関する施策ならびに大気汚染防止対策の強化を図ることとなり、これらの事業とともに小児の気管支ぜん息等について、当分の間、医療にかかる本人負担分を助成する大阪市小児ぜん息等医療費助成制度を昭和63年4月から発足させた。

環境教育については、昭和63年3月に環境庁から地域の環境教育を総合的・体

系的に取り組むための基本方針などをまとめた環境教育懇談会報告が公表された。

本市では、平成2年3月に「大阪市環境保全基金」を設置する一方、環境教育を総合的、体系的に推進していくため、平成3年7月に「大阪市環境教育基本方針」を策定した。同方針に基づき、平成4年10月には「大阪市市民環境学習ルーム」を開設し、市民の環境学習や実践活動へのきめ細かな相談・支援を行っている。

地球環境保全への対応は、市域においても重要な課題となっている。

都市における産業活動や市民生活は環境に多くの負荷を与えており、地球環境問題を解決するには、市民・企業・行政が一体となって都市レベルの行動から地球環境保全に努める必要がある。そのため、平成6年度に「大阪市地球環境保全行動計画（ローカルアジェンダ）」を策定し、全市が一体となった地球環境保全対策を推進することにしている。

また、本市では平成元年度から大気汚染防止技術を開発途上国へ移転するため、国際協力事業団（JICA）との協力のもとに技術研修に取り組んでいる。また、本市がこれまで蓄積してきた環境保全技術を国際的に生かすため、UNEP関連施設の誘致に取り組み、平成3年5月に設置が決定され、平成4年10月には「UNEP国際環境技術センター」が開設された。この「UNEP国際環境技術センター」を支援するため、平成4年1月に大阪府とともに「働く地球環境センター」を設立した。また、UNEP国際環境技術センター支援の一環として、本市が建設を進めている拠点施設が平成5年10月に鶴見緑地内に竣工した。

環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
昭和56年6月17日 環境庁告示第47号からの抜粋

公害対策基本法第9条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

(1) 環境基準

- ア 環境基準は、別の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- イ アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- ウ アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

- ア 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- イ 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- ウ 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。
また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。（昭和53年7

月11日 環境庁告示第38号)

(3) 評価について

ア 昭和48年 6月12日付環大企第143号通達の要約

環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準の1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わずに評価することとされている。

イ 昭和53年 7月17日付環大企第262号通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとを行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光 化 学 オキシダント
環境上の 条 件	1時間値の1日 平均値が0.04 ppm以下であり、 かつ、1時間値 が0.1ppm以下 であること。	1時間値の1日 平均値が10ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20ppm以下であ ること。	1時間値の1日 平均値が0.10 mg/m ³ 以下であ り、かつ、1時 間値が0.20mg /m ³ 以下であ ること。	1時間値の1日 平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾー ン内又はそれ以 下であること。	1時間値が0.06 ppm以下である こと。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分 析計を用いる方 法	濃過捕集による 重量濃度測定方 法またはこの方 法によって測定 された重量濃度 と直線的な関係 を有する量がえ られる光散乱法、 圧電天びん法若 しくはベータ線 吸収法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法	中性ヨウ化カリ ウム溶液を用い る吸光光度法ま たは電量法

(備 考)

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、バーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(注)

昭和53年7月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること」となっている。

2. 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日 環告59号)
 改正 昭和49年環告63号
 同 昭和50年環告3号
 同 昭和57年環告46号
 同 平成5年環告16号
 同 平成5年環告65号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (23項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオペンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下

- (注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定されて以来、数回の改正を経て、平成5年3月8日付環告第16号をもって、健康項目は、従来の9項目から23項目となった。
2. 対象水域は全公共用水域、達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
3. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
4. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
5. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND(定量限界未満)が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/lである時、またNDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/lを超える検体数が総検体数の37%未満であるとき、環境基準適合とする。

(平成5年3月8日、環水管第21号 環境庁水質保全局長通達)

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河 川

類型 利用目的の適応性 項目	A A	A	B	C	D	E
水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	工業用水 2 級・農業用 水及び E の欄に掲げるもの	工業用水 3 級 環境保全	
水素イオン濃度 (p H)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
生物化学的 酸素要求量 (B O D)	1 mg / ℓ 以下	2 mg / ℓ 以下	3 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以下	8 mg / ℓ 以下	10 mg / ℓ 以下
浮遊物質量 (S S)	25 mg / ℓ 以下	25 mg / ℓ 以下	25 mg / ℓ 以下	50 mg / ℓ 以下	100 mg / ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 (D O)	7.5 mg / ℓ 以上	7.5 mg / ℓ 以上	5 mg / ℓ 以上	5 mg / ℓ 以上	2 mg / ℓ 以上	2 mg / ℓ 以上
大腸菌群数	50 M P N /100 ml 以下	1,000 M P N /100 ml 以下	5,000 M P N /100 ml 以下	-	-	-
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1のとおりとする。					

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする（海域もこれに準ずる）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg / ℓ 以上とする。
3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
4. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
水道 2 級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
5. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用。
- 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用。
- 水産 3 級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用。
6. 工業用水 1 級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの。
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの。
7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

イ 海 域

① pH, COD, DO, 大腸菌, 油分

類型 利用目的の適応性 項目	A 水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	B 水産2級 工業用 水及びCの欄に掲げるもの	C 環境保全	対象水域等
水素イオン濃度(pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-2のとおりとする。
化学的酸素要求量(COD)	2 mg/l以下	3 mg/l以下	8 mg/l以下	
溶存酸素量(DO)	7.5 mg/l以上	5 mg/l以上	2 mg/l以上	
大腸菌群数	1,000 MPN /100 ml以下	—	—	
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	—	

- (注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70 MPN/100 ml以下とする。
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

② 窒素、燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるものの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/l以下	0.09mg/l以下

(備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。（大阪湾の類型指定については平成6年秋頃の予定）

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

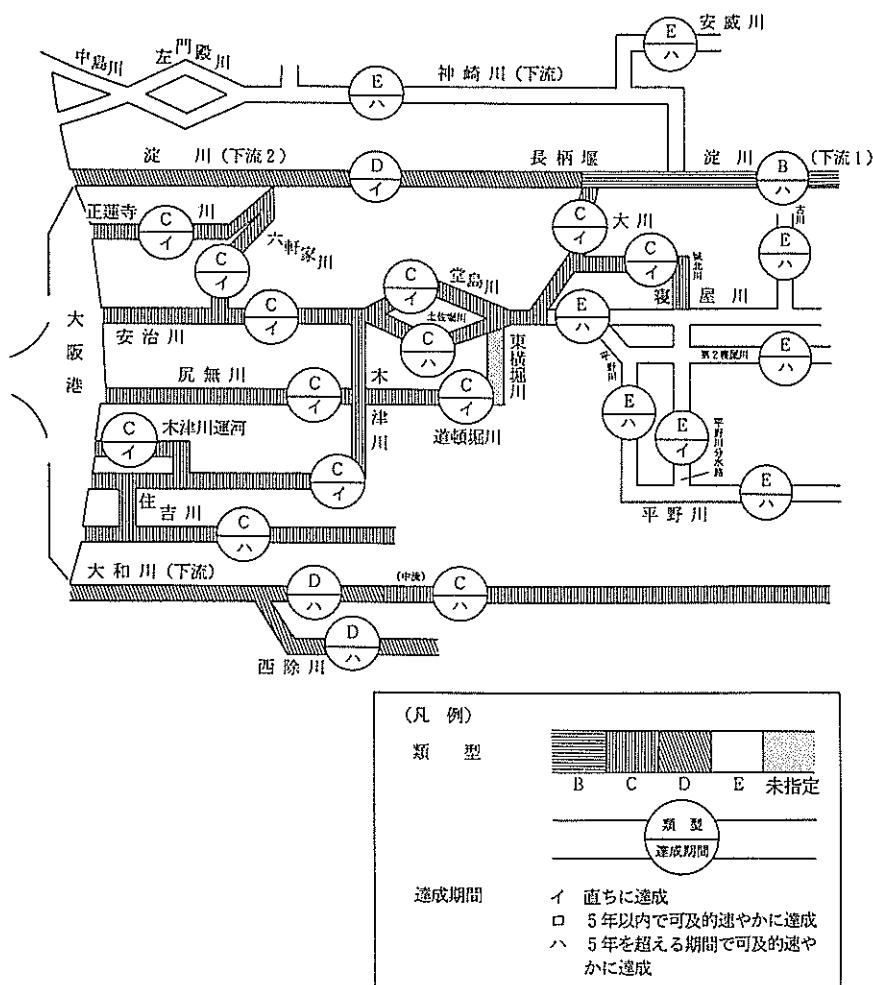
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよくかつ安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

図-1 大阪市内河川水質環境基準類型図



(注) 神崎川、淀川、大和川、寝屋川は昭和45年9月に、大阪港は昭和46年12月に、平野川、第2寝屋川は昭和50年10月に、その他は平成4年2月にそれぞれ類型指定または見直しが行われている。

環境基準の類型指定の見直しについて（平成4年2月26日）

（経緯）

近年、河川敷等を利用し、遊歩道や広場など親水性や景観に配慮した河川空間の整備がまちづくりとあわせて進められるなど、河川が都市生活の中で魅力的な水とのふれあい空間として貴重なものになってきている。一方で、開発が山間部に及ぶなど都市化が進展し、河川をとりまく環境が大きく変化してきている。

このため大阪府では、平成4年2月26日付け大阪府告示第209号により「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」を行い、新たに9河川を類型指定するとともに、現在類型指定している52河川のうち12河川について魚が生息するのに良好な水質（C類型以上）をめざし、類型のランクをアップすることにした。

（基本的考え方）

① 新たに類型指定する河川については、一定規模以上の主要な河川を類型指定することを原則としつつ、利水状況を勘案して、規模の小さな河川についても類型指定を行う。また、潤いとふれあいのある水辺環境を創造するため、府民が日常生活に接する機会が多い河川についても、積極的に類型指定を行う。

具体的な類型のあてはめについては、現在良好な水質の河川はこれを保全し、汚濁の進んでいる河川は、可能な限り魚の生息に良好な水質の類型を目指す。

② 類型指定の見直しについては、当初の目標である環境基準を十分達成している河川について、さらに魅力ある河川とするため、よりよい水質を目指して魚の生息に良好な水質の類型に見直しを行う。

（類型指定の内容） …… 大阪市域分のみ掲載

- ・新たな類型指定河川 …… 2河川水域

水 域	河 川	旧類型指定		→	新類型指定	
		該当類型	達成期間		該当類型	達成期間
寝 屋 川	平野川分水路(全域)	—	—	→	E	イ
	古川(全域)	—	—		E	ハ

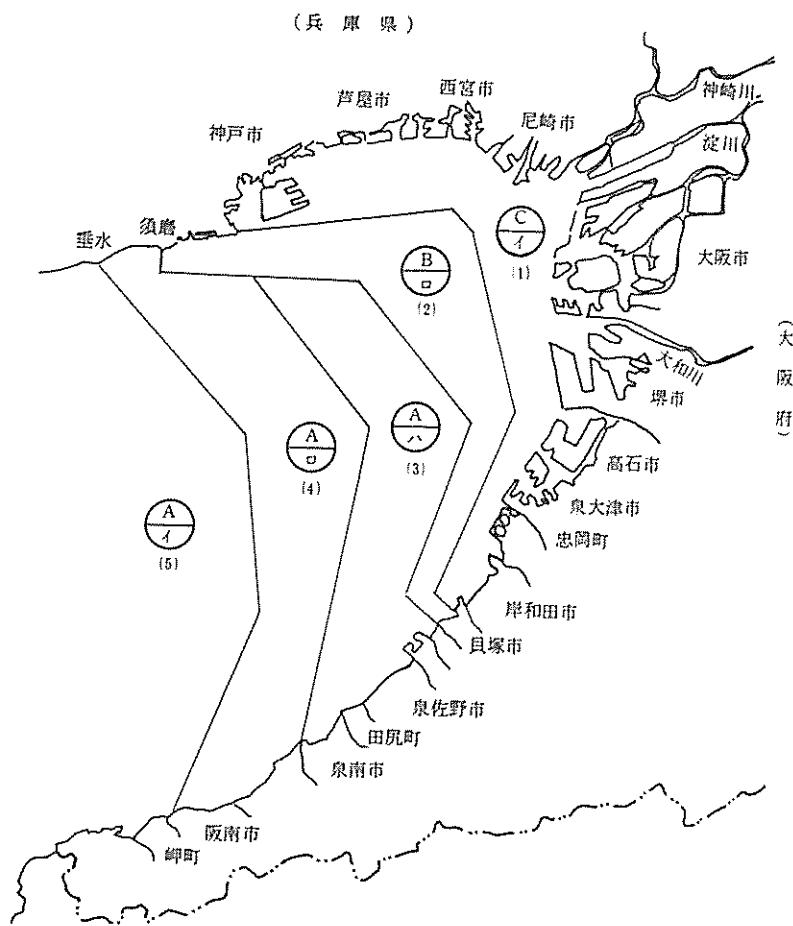
・類型指定見直し河川 11河川水域

水 域	河 川	旧類型指定		→	新類型指定	
		該当類型	達成期間		該当類型	達成期間
大 阪 市 内 河 川	大川及び城北川*	C	イ	→	C	イ
	堂島川(全域)	D	イ		C	イ
	土佐堀川(全域)	E	ハ		C	ハ
	安治川(全域)	E	イ		C	イ
	道頓堀川(全域)	E	ハ		C	イ
	尻無川(全域)	E	口		C	イ
	木津川(全域)	E	ハ		C	イ
	住吉川(全域)	E	ハ		C	ハ
	六軒家川(全域)	E	ハ		C	イ
	正蓮寺川(全域)	E	口		C	イ
	木津川運河(全域)	E	ハ		C	イ

注) *印については、区域についての見直しである。

(平成4年2月26日付 大阪府告示第209号)

図-2 大阪湾環境基準類型図



(凡例)



- | | |
|-------|----------------------|
| (凡 例) | 達成期間 |
| 類型 | イ 直ちに達成 |
| 達成期間 | ロ 5年以内で可及的速やかに達成 |
| | ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成 |

(注) 昭和46年12月指定

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

(1) 平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によつて算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振巾 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

- 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。
- 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね½以下である水域においては、50とする。
- 3) 2)の割合がおおむね½を超える水域においては、100とする。

別紙2

P C B を含む底質の暫定除去基準

P C B を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、10 ppm以上とする。

なお、魚介類のP C B汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に關係あるものの抜粋）

項 目	根拠法令	水質汚濁 防 止 法	大阪府条例 (上乗せ)	許可排出基準 (上水源地域)
			非上水源地域	
有害物質 (健康項目)	カドミウム	0.1	0.01	
	シアソン	1	検出されないこと	
	有機リシン	1	検出されないこと	
	鉛	0.1	0.1	
	クロム(6価)	0.5	0.05	
	ヒ素	0.1	0.05	
	緑水銀	0.005	0.005	
	有機水銀	検出されないこと	検出されないこと	
	P C B	0.003	0.03	
	トリクロロエチレン	0.3	---	
	テトラクロロエチレン	0.1	---	
	ジクロロメタン	0.2	---	
	四塩化炭素	0.02	---	
	1,2-ジクロロエタン	0.04	---	
	1,1-ジクロロエチレン	0.2	---	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	---	
	1,1,1-トリクロロエタン	3	---	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	---	
	1,3-ジクロロプロパン	0.02	---	
その他 (生活環境項目)	チウラム	0.06	---	
	シマジン	0.03	---	
	チオベンカルブ	0.2	---	
	ベンゼン	0.1	---	
	セレン	0.1	---	
	p H	5.8~8.6 ※1	5.8~8.6	
	B O D	160		
	" (日間平均値)	120		
	C O D	160		
	" (日間平均値)	120		
生活環境項目	S S	200		
	" (日間平均値)	150		
	油(鉱物油)	5		
	" (動植物油)	30		
	フェノール類	5	既設5 新設1	1
	銅	3		3
	亜鉛	5		5
	鉄(溶解性)	10		10
	マンガン(溶解性)	10		10
	クロロム	2		2
生活環境項目	ふつ素	15		15
	窒素	120		---
	" (日間平均値)	60		---
	りん	16		---
	" (日間平均値)	8		---
	ほうう素	---		2
	大腸菌群数※2(日間平均値)	3,000		3,000
	温度	---		-
	ヨウ素消費量	---		-
	色又は臭気	---		※5

(注) ※1 海域に排出する場合は pH 5.0~9.0

※2 大腸菌群数は、1 ml中の個数で示す

※3 特定事業場からの下水の排除が禁止される水質

※4 除害施設の設置を必要とする基準を示す

※5 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと

※6 B O D、S Sについては大阪市下水道条例の規定に基づく、汚水排除の承認を受けたものに限り、2,600 mg/lを限度として基準を適用する。

別表1~5とのおり

※3 下水道法	※4 大阪市 下水道条例
0.1	0.1
1	1
1	1
0.1	0.1
0.5	0.5
0.1	0.1
0.005	0.005
検出されないこと	検出されないこと
0.003	0.003
0.3	0.3
0.1	0.1
0.2	0.2
0.02	0.02
0.04	0.04
0.2	0.2
0.4	0.4
3	3
0.06	0.06
0.02	0.1
0.06	0.1
0.03	0.03
0.2	0.2
0.1	0.1
0.1	0.1
5~9	5~9
600	600
	(2,600) ※6
---	---
---	---
600	600
	(2,600)
5	
30	別表5参照
5	5
3	3
5	5
10	10
10	10
2	2
15	15
---	---
---	---
---	---
---	2
---	---
---	45℃
---	220
---	※5

単位 (mg / ℓ)

(別表) 新条例(昭和49年10月28日府条例第53号)による上乗せ基準一覧表
1 下水道終末処理施設、し尿処理施設および共同処理施設以外の施設を設置する工場・事業場

新設既設の別	業種	平均日排水量 (m ³ /日)	BOD および COD					
			大和川上流		寝屋川流域 大和川下流		神崎川流域 大阪市内	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既	食料品製造業	30以上～50未満	120	150	120	150	120	150
		50～200	60	80	80	100	100	120
		200～1,000	45	60	60	80	70	90
		1,000～5,000	30	40	30	40	35	45
		5,000以上	25	30	25	30	25	30
既	織維工業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～200	80	100	100	120	100	120
		200～1,000	50	65	70	90	80	100
		1,000～5,000	35	45	40	50	50	65
		5,000以上	25	30	25	30	25	30
既	パルプ・紙・紙加工品製造業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～1,000	80	100	80	100	100	120
		1,000～5,000	50	65	50	65	60	80
		5,000以上	30	40	30	40	30	40
		30～50	120	150	120	150	120	150
既	化学工業	50～200	80	100	80	100	100	120
		200～1,000	50	65	60	80	80	100
		1,000～5,000	35	45	40	50	50	65
		5,000以上	25	30	30	40	30	40
		30～50	120	150	120	150	120	150
設	鉄鋼業 非鉄金属 金属製品製造業 機械又は 機械器具製造業	50～200	50	65	60	80	60	80
		200～1,000	30	40	35	45	40	50
		1,000～2,000	30	40	35	45	40	50
		2,000～5,000	20	25	20	25	20	25
		5,000以上	10	15	10	15	10	15
設	石油製品 石炭製品 製造業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～500	50	65	50	65	50	65
		500～1,000	30	40	30	40	30	40
		1,000～5,000	30	40	30	40	30	40
		5,000以上	10	15	10	15	10	15
設	なめし皮・同製品 毛皮製造業・へい獸取扱業・と畜場・畜産農業等	30～50						
		50～1,000	120	150	120	150	120	150
		1,000～5,000						
		5,000以上						

(但し、BOD、CODについては特定海水使用工場を除く)

S S				※下水道整備地域内（従前の例）				備 考	
大和川上流	寝屋川 大和川下流	水域	神崎川 大阪市内	BODおよびCOD		S S			
日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大		
150	200	150	200	150	200			※従前の例の値の方が小さい場合は、新条例の規定にかかわらず従前の例を適用する。	
80	100	100	120	120	150				
70	90	80	100	100	120				
60	80	60	80	60	80				
50	65	50	65	50	65				
150	200	150	200	150	200				
100	120	120	150	120	150				
70	90	100	120	100	120				
60	80	70	90	70	90				
50	65	50	65	50	65				
150	200	150	200	150	200				
120	150	120	150	120	150				
90	110	90	110	90	110				
60	80	60	80	60	80				
150	200	150	200	150	200				
100	120	100	120	120	150				
70	90	80	100	100	120	20	25		
50	65	60	80	70	90				
30	40	40	50	40	50				
150	200	150	200	150	200				
100	120	120	150	120	150				
70	90	70	90	80	100				
70	90	70	90	80	100				
60	80	60	80	60	80				
40	50	40	50	40	50				
150	200	150	200	150	200				
120	150	120	150	120	150				
80	100	80	100	80	100				
80	100	80	100	80	100				
40	50	40	50	40	50				
150	200	150	200	150	200				
120	150	120	150	120	150				

新設既設の別	業種	平均日排水量 (m³/日)	BOD および COD					
			大和川上流		寝屋川水域 大和川下流		神崎川 大阪市内	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既	ガス業	30以上～50未満						
		50～1,000	50	65	50	65	50	65
		1,000～5,000						
		5,000以上						
	洗たく業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～1,000	100	120	100	120	100	120
		1,000～5,000						
		5,000以上						
設	その他の業種	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～200	60	80	80	100	80	100
		200～1,000	40	50	50	65	60	80
		1,000～5,000	25	30	30	40	40	50
		5,000以上	20	25	25	30	30	40
新設	すべての業種	30～200	15	20	20	25	20	25
		200～5,000	10	15	15	20	20	25
		5,000以上	5	10	5	10	5	10

2 共同処理施設を設置する工場又は事業場

既	共同処理施設を設置する工場等	30～1,000	40	50	60	80	100	120
		1,000～5,000	30	40	50	65	80	100
		5,000～10,000	30	40	50	65	80	100
		10,000以上	20	25	30	40	40	50
新設	同上	30 以上	20	25	20	25	20	25

3 下水道終末処理施設およびし尿処理施設を設置する工場又は事業場（従来通り）

区分		BOD COD (日平均)	※ SS (日平均)	水質汚濁防止法 < () は最大値 >	
				BOD (日平均)	SS (日平均)
既	活性汚泥法 標準散水ろ床法	20	70	120 (160)	150 (200)
	高速散水ろ床法 モディファイドエアレーション	60	120		
	沈でん法	120	150		
新	設	20	70		

※ CODについては現在適用されておらず実施は別途告示される。

S S						※下水道整備地域内(従前の例)		備 考
大和川上流		寝屋川流域 大和川下流		神崎川流域 大阪市内		BODおよびCOD	S S	
日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	
150	200	150	200	150	200			
50	65	50	65	50	65			
150	200	150	200	150	200			
120	150	120	150	120	150			
150	200	150	200	150	200	20	25	70 90
100	120	120	150	120	150			
80	100	90	110	100	120			
60	80	70	90	80	100			
40	50	60	80	70	90			
50	65	50	65	50	65			
30	40	50	65	50	65			
20	25	20	25	20	25			

※ 従前の例の値の方が小さい場合は、新条例の規定にかかわらず従前の例を適用する。

80	100	100	120	120	150				
70	90	90	110	110	130				
70	90	90	110	110	130	20	25	70	90
60	80	70	90	80	100				
50	70	50	70	50	70				

同 上

区			分	B O D , C O D (日平均)
し 尿 淨 化 槽	建築基準法施行令(昭和25年政令238号) 第32条第1項の規定に基づき特定行政が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域		処理対象人員 501人以上	30
	そ の 他 の 区 域		以上 501人~2,000人	60
			2,001人以上	30
そ の 他 の し 尿 处 理 施 設				30

4 特定海水使用工場

新設既設の別	業種	平均日排出量 (m³/日)	BODおよびCOD		備考
			日平均	最大	
既設	化 学 工 業	5,000 m³未満	23	28	港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は大阪府の区域に属する海域の水を1日当たり平均的に1,000m³以上を使用する工場等に適用する。
		5,000以上~10,000未満	21	26	
		10,000 ~ 20,000	19	24	
		20,000 ~ 50,000	17	22	
		50,000 ~200,000	13	18	
		200,000 以上	10	15	
既設	鐵 鋼 業	5,000 m³未満	12	17	
		5,000 以上	10	15	
		5,000 m³未満	31	40	
		5,000 ~ 10,000	28	38	
		10,000 ~ 20,000	23	28	
		20,000 ~ 50,000	18	23	
既設	ガス業	50,000 ~200,000	11	16	
		200,000 以上	10	15	
		5,000 m³未満	13	18	
		5,000 ~ 10,000	12	17	
		10,000 ~ 20,000	11	16	
		20,000 ~ 50,000	10	15	
既設	その他の業種	50,000 以上	9	14	
新設	すべての業種		5	10	

5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

新設既設の別	平均日排出量 (m³/日)	新 条 例		※※下水道整備区域		備 考
		鉱油類	動植物油脂	鉱油類	動植物油脂	
既設	※30以上~1,000未満	5	30	5	10	※※の値の方が小さい場合は新条例にかかるらず※※の値を適用する。
	1,000 ~ 5,000	4	20			
	5,000 以上	3	10			
新設	※30以上~1,000未満	4	10			
	1,000 ~ 5,000	3	10			
	5,000 以上	2	5			

(備考) ※ 市下水道条例では平均日排出量は 0 ~1,000未満

3. 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日閣議決定)

地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
AA	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	35デシベル(A)以下
A	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下
B	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、環境基準は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下

(注) 本目標値は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しないものとする。

地域の類型	当該地域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種住居専用地域(市内該当なし)、第二種住居専用地域、住居地域
B	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和47年大阪府公告第307号)
(昭和49年大阪府公告第135号)

4. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70以下
II	75以下

地域の類型Ⅰ、Ⅱについては次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第一種住居専用地域（市内該当なし）、第二種住居専用地域、住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和51年 大阪府公告第90号)

環境基準は、公用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場 第3種空港及びこれに準ずるもの		直ちに	
第2種空港 (福岡空港を除く)	A	5年以内	
	B	10年以内	5年以内に、WECPNL未満とすること又は、85WECPL以上の地域において屋内で65WECPL以下とすること。
新東京国際空港			
第1種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10年間をこえる期間内に可及的速やかに	1. 5年以内に、85WECPL未満とすること又は、85WECPL以上の地域において屋内で65WECPL以下とすること。 2. 10年以内に、75WECPL未満とすること又は、75WECPL以上の地域において屋内で60WECPL以下とすること。

WECPL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 荷重等価平均感覚騒音レベル)

1日2～3回だったら、かなり騒音レベルの高いものであっても、少しはがまんできるとしても、これが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも昼としづか夜では、夜の方がより「うるさい」と感じる。

このように騒音のくり返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけて [Weighted] 作られた単位がWECPLである。

$$WECPL = dB(A) + 10 \log_{10} N$$

ただし、 $N = N_2 + 3N_3 + 10(N_4 + N_1)$

N_2 ：昼 (AM 7～PM 7) の機数 N_3 ：夕 (PM 7～PM 10) の機数

N_4 ：深夜 (PM 10～PM 12) の機数 N_1 ：深夜 (AM 0～AM 7) の機数

5. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

地域の類型 I、IIについて次のようにある。

地域の類型	地 域 類 型 を 当 て は め る 地 域
I	第一種住居専用地域(市内該当なし)、第二種住居専用地域、住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以内の地域

(昭和51年 大阪府公告第147号)

環境基準は、関係行政機関及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができないかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時直ちに	
b	75デシベルを超える区域	イ	7年以内	開業時直ちに
	80デシベル未満の区域	ロ	10年以内	
c	70デシベルを超える区域 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

(備考) bの区域中イとは、地域類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

6. 騒音・振動に係る規制基準

(1) 工場・事業場騒音に係る規制基準

(単位: デシベル)

区域の区分	用 途 地 域	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 間 (午前8時～ 午後6時)	夕 (午後6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日の 午前6時)
第2種区域	第2種住居専用及び住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業・商業及び準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域(工業専用地域)	65	70	65	60

- (備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第2種区域の境界線から15メートル以内の区域は5デシベル減じた値とする。
 2. (工業専用地域) は大阪府公害防止条例のみ適用。
 3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

(2) 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	85デシベルを超えるものでないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないと	14時間を超えないと	連続6日を超えないこと	日曜日その他 の休日ではないこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートブロック・アスファルトブロックを設けて行う作業							
6. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							
7. コンクリートカッターを使用する作業							
8. 鋼球を使用する破壊作業							

(備考) 1号区域: 住居系地域、商業系地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号地域: 工業地域のうち、前号の区域以外の地域。

(3) 工場・事業場振動に係る規制基準

(単位: デシベル)

区域の区分	用 途 地 域	昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日の午前6時)
第1種区域	第2種住居専用・住居地域	60	55
第2種区域(I)	近隣商業・商業・準工業地域	65	60
第2種区域(II)	工業地域(工業専用地域)	70	65

- (備考) 1. 第2種区域(II)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第1種区域の境界線から15メートル以内の区域は5デシベル減じた値とする。
2. (工業専用地域)は大阪府公害防止条例のみ適用。
3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(4) 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)							
2. 鋼球を使用する破壊作業	75デシベルを超えるものでないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他他の休日ではないこと
3. 鉢装版破碎機を使用する作業							
4. ブレーカー(手持式を除く) を使用する作業							
5. ブルドーザー又はショベル系 掘削機械を使用する作業							

(備考) 1号区域: 住居系地域、商業系地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域
並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号地域: 工業地域のうち、前号の区域以外の地域。

騒音規制法及び大阪府公害防止条例により規制の対象となる特定建設作業

当該法律条例 特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法	大阪府公害 防 止 条 例 (騒 音)	大阪府公害 防 止 条 例 (振 動)
1. くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○ (アースオーガーを併用する作業を除く)	○	○ (アースオーガーを併用する作業を除く)	○
2. びょう打機を使用する作業	○		○	
3. さく岩機を使用する作業（作業拠点から連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）	○		○	
3. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日に当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）	○	○	○	○
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○		○	
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタル製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○		○	
6. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業			○	○
7. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえないものに限る。）			○	
8. 鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業		○	○	○
9. 蘭装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）		○		○

7. 土壤の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)
 (改正 平成6年2月21日 環境庁告示第25号)

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアノン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表4に掲げる方法

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
四 塩 化 炭 素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5に準ずる方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法

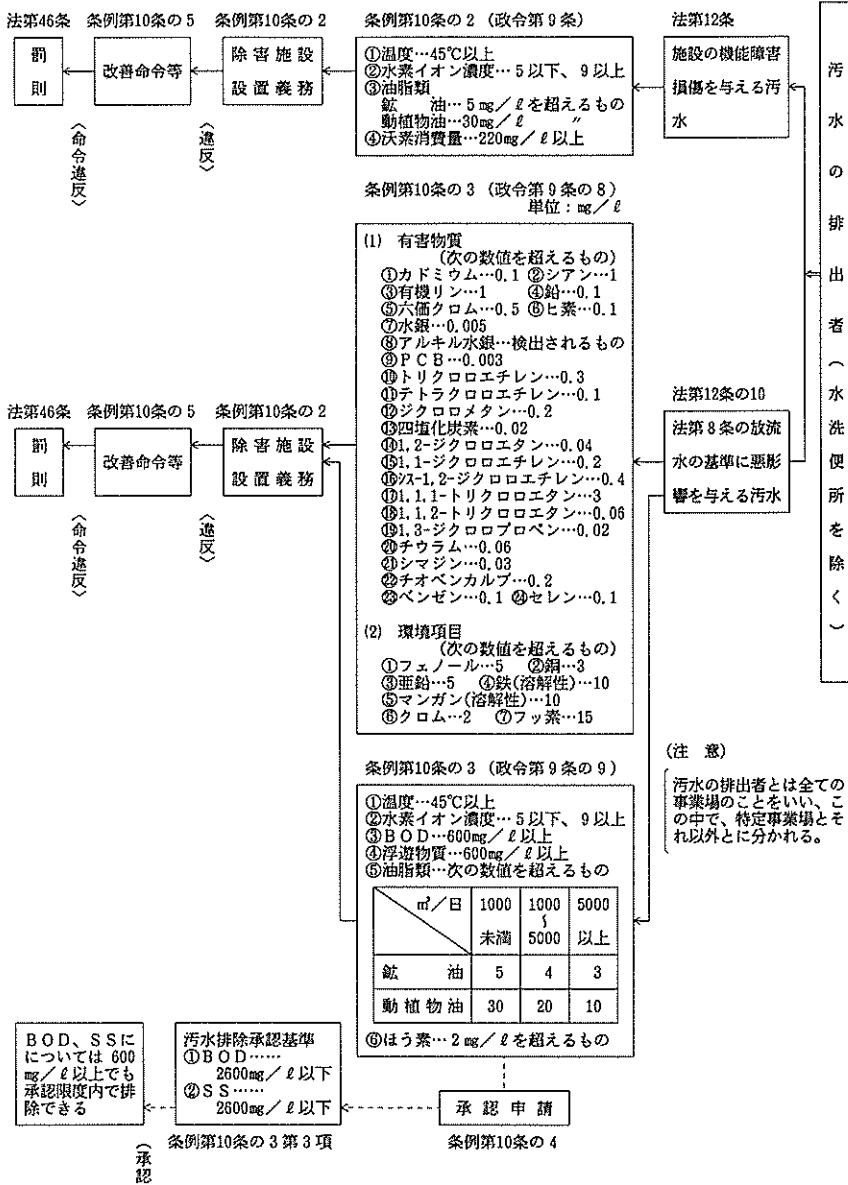
項目	環境上の条件	測定方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ℥につき 0.002mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
チウラム	検液 1 ℥につき 0.006mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
シマジン	検液 1 ℥につき 0.003mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ℥につき 0.02mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ℥につき 0.01mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
セレン	検液 1 ℥につき 0.01mg 以下であること。	規格67.2に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法

備考

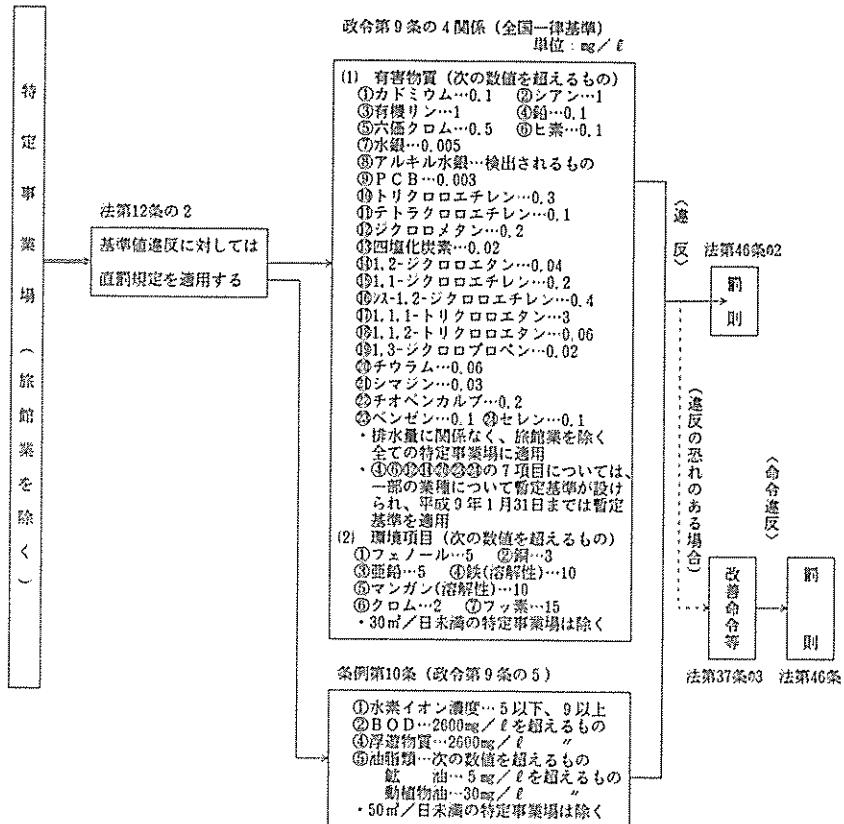
- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、緑水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℥につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び 0.01mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℥につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg 及び 0.03mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 1, 1, 2-トリクロロエタンの測定方法で日本工業規格K0125の5に準ずる方法を用いる場合は、1, 1, 1-トリクロロエタンの測定方法のうち日本工業規格K0125の5に定める方法を準用することとする。この場合、「塩素化炭化水素類混合標準液」の1, 1, 2-トリクロロエタンの濃度は、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法にあっては $2 \mu\text{g}/\text{ml}$ 、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ法にあっては 2 mg/ml とする。

下水道法等の排水規制

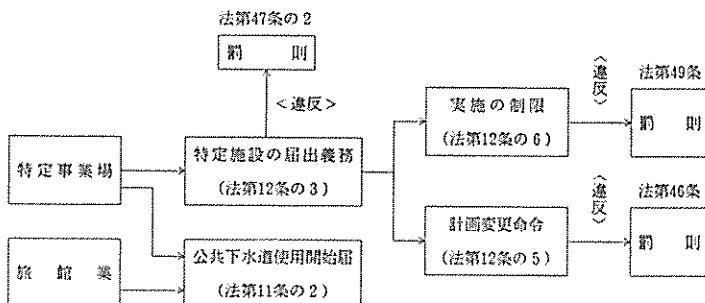
[除外施設の設置義務規定に係るもの]



[特定事業場に対する直罰規定に係るもの]



[特定施設を設置する場合の届出]



大阪市環境審議会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係諸問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行ない、本市環境行政にとって重要な役割を担っていくものである。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭 28. 4. 1 条例 35

（設 置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
市 長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務。

（委 任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則（平6. 3. 1条例1）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大阪市環境審議会規則

制 定 平6. 8. 1

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年 大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について規定することを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適當と認める者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適當と認める者の中から市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任する。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置く。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から会長が指名する。

(会議の招集)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、本市職員の中から市長が命ずる。

2 幹事は審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

審議会答申（意見）の概要

年月日	事 項	答 申（意 見）の概 要
昭和40.12. 8	大気汚染の環境基準について （答申）	[大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案] ◦ 亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ◦ 浮遊ばんじん：日平均値0.5mg/m ³ ◦ 降下ばいじん：日平均値10t/km ²
44.10.24	ビル暖房規制について （答申）	[都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指導指針を答申] ◦ 使用燃料のいおう分：1.0%以下 ◦ 新設の施設：電気・ガスの使用
44.12.18	健康被害の救済について （答申）	[「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による救済対象地域について答申] ◦ 法による救済対象地域：西淀川区全域
46.12.17	クリーンエアープランの実施について （答申）	[46年8月策定の本市クリーンエアープラン] の実施に関する意見 ◦ 低いおう燃料の確保 ◦ 自動車排出ガス対策の推進 ◦ 被害者対策の充実 ◦ 調査、研究の充実 ◦ 融資、助成の拡充 ◦ 予算、要員の確保
48. 7.23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について （答申）	[悪臭防止法の施行(47.5.31)に伴う規制措置について答申] ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7.23	窒素酸化物対策の方向づけについて （答申）	[窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状] からみて推進すべき事項に関して答申 ◦ 人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ◦ 発生源の新・増設の制限 ◦ 排出基準の早期設定 ◦ 技術開発の推進 ◦ 自動車排出ガス対策の促進

年月日	事 項	答申（意見）の概要
		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 道路計画の再検討 ◦ 測定網の整備・汚染実態の把握 ◦ 調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実施について （意見）	<p>[48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 上流域における対策の強化 ◦ 維持用水の確保 ◦ 工場排水の監視、指導強化 ◦ 下水道整備及び下水の高次処理 ◦ 浮遊じん芥対策の強化 ◦ 財政措置の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について （意見）	<p>[法の施行（49. 9. 1施行）に伴う地域指定に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 指定地域：基礎調査地域の全域
50. 2. 21	クリーンエアープラン'73にもとづく主要発生源削減計画について （意見）	<p>[48年11月策定の本市クリーンエアープラン'73の実施に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ◦ 自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ◦ 中小発生源対策の強化 ◦ 粒子状物質対策の強化 ◦ 隣接都市との連携強化
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について （意見）	<p>[廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 廃棄物受入れの基本姿勢 ◦ 受入れ基準 ◦ 環境汚染監視体制 ◦ 調査・観測データーの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について （答申）	<p>[廃棄物処理に関する本市の総合計画（案）に対する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 廃棄物処理の基本的考え方 ◦ 現状把握と将来推計 ◦ 処理対策の問題点 ◦ 計画目標・実施計画について ◦ 総合処理システム構想について

年月日	事 項	答申（意見）の概要
52. 4.19	硫黄酸化物対策について （答申）	[硫黄酸化物総量規制の実効を確保するため] に必要な事項に関して答申 ◦許容排出総量 ◦リザーブ排出量 ◦総量規制基準 ◦燃料使用基準 ◦局地汚染対策等特別対策 ◦監視・指導体制の整備
53. 1.23	同 上 （意見）	[大阪市硫黄酸化物対策指導要領の策定にあ] たっての指針の提示 ◦燃料中の硫黄含有率 ◦新・増設施設に対する措置 ◦対策済工場の措置 ◦局地汚染の解消 ◦排煙脱硫装置の維持管理
53. 1.23	悪臭物質に係る規制地域及び規 制基準について （答申）	（追加3物質の規制措置について答申） ◦規制地域：市全域 ◦規制基準：二硫化メチル等3物質について設 定
54. 1.29	窒素酸化物対策について （報告）	[窒素酸化物総量規制のための技術的基礎に] について報告 対象地域における汚染濃度とその原因となる 各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に 明らかにするため、大気拡散モデルならびに大 阪市域でそれを適用する場合の諸条件について 検討
58. 6.14	窒素酸化物対策のすすめ方 （答申）	[窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対] 策のすすめ方について答申 二酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の施策の 方向を確立するものとして、窒素酸化物対策に ついての基本的な考え方と今後の対策のすすめ 方について提言

年月日	事項	答申（意見）の概要
平成元年7.31	浮遊粒子状物質対策のあり方に ついて (答申)	<p>浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策 についての基本的考え方及び今後の対策の あり方について答申</p> <p>環境保全目標を達成するため、対策の目標と しての浮遊粒子状物質排出量を定め、更に局地 対策の上乗せにより全域での達成を図るよう提 言</p> <p>(付帯意見) 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し 目標年次についても計画に反映されるべきであ る。</p>
3. 2. 8	追加悪臭4物質に係る規制地域 および規制基準について (答申)	<p>(追加4物質の規制措置について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：プロピオン酸等4物質について設 定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方につ いて (答申)	<p>大阪市環境管理計画（E P O C）に基づき 大阪市における環境影響評価制度の充実を 図るため、そのあり方について答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 環境アセスメント制度の基本的な考え方につ いて <ul style="list-style-type: none"> • 制度確立の必要性 • 制度の形式 • 対象事業等 • 住民参加 ◦ 手続き等について <ul style="list-style-type: none"> • 手手続きのしくみ • 手手続きの保証 ◦ 今後への課題 <ul style="list-style-type: none"> • 計画アセスメント • 総合アセスメント • 情報の収集と提供

大阪市環境保全推進本部

大阪市環境保全推進本部設置規程

(平成5年4月1日設置)

(設置)

第1条 環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、大阪市環境保全推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部長代行は、市長が指名する助役をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長代行である助役以外の助役をもって充てる。
- 5 本部員は、大阪市事務分掌条例第1条に掲げる局及び室の長、消防局長、交通局長、水道局長、市立大学事務局長、教育長、建設局花と緑の推進本部長並びに本部長の指名する区長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が隨時関係本部員を召集して行う。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(幹事)

第5条 本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 3 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- 4 本部の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(部会の設置)

第6条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び幹事は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この規程は、令達の日から施行する。

2 大阪市河川浄化対策本部設置規程（昭和49年達第12号）は、廃止する。

環 境 関 係 職 員 数

職種		事務	医師	薬剤師	獣医	技術						
						機械	電気	土木	衛生環境工学	化学生	建築	気象
局・部課・係												
環境管理課	管理係	10	1	1								
	調査指導係	4				1						
	環境教育係	3										
	審査係	8										
	給付係	9										
環境計画課	計画管理係	3		2		2				1	1	
	計画調査係			3						2		
	環境影響審査係			1					2	2		
環境保全課	指導係	1		5					1	3		
	北部方面規制係			5		1				1		
	南部方面規制係			6		1						
環境部	企画係	1			1	2		1		1		
	自動車排ガス係			1					2			
	自動車騒音係			1		1	1			1		
	環境情報センター	1		8		4			2	1	1	
	環境情報係											
小計		40	1	33	1	12	1	1	7	12	2	1
環境事業局業務部												
産業廃棄物指導課		7		16	2							
下水道局	管理部水質管理課	1		2				1		21		
	管理事務所・設備課(東・西・南・北)			3		3	1			17		
	小計	1		5		3	1	1		38		
24 保健所		30		120	59					1		
計		78	1	174	62	15	2	2	7	51	2	1

(6. 6. 1現在)

看 護 婦	生活環境指導員	自 動 車 運 転 手	一 般 作 業 員	計	備 考							
					部 課 課 金 保 保 主	長 理 幹 主 保 主	長 酒 主 保 主	代 理 幹 主 幹 主	(課長) 理 幹 幹 主 主	長 理 幹 幹 長 主	長 理 幹 幹 長 查	長 理 幹 幹 長 查
	18	7		37					1			
				5					1			
				3					1			
				8					1			
1				10					1			
				9					1			
				5					1			
				5					1			
				10					1			
				7					1			
				7					1			
				6					1			
				3					1			
				5					1			
				1					1			
				18					1			
1	18	7	1	138					1			
				3					1			
				28					1			
				1					1			
				27					1			
				14					1			
				38					1			
				1					1			
				15					1			
				65					1			
	98			308					24			
									9			
									24			
1	116	8	19	530					79			

平成 6 年度 大阪市環境関連事業予算

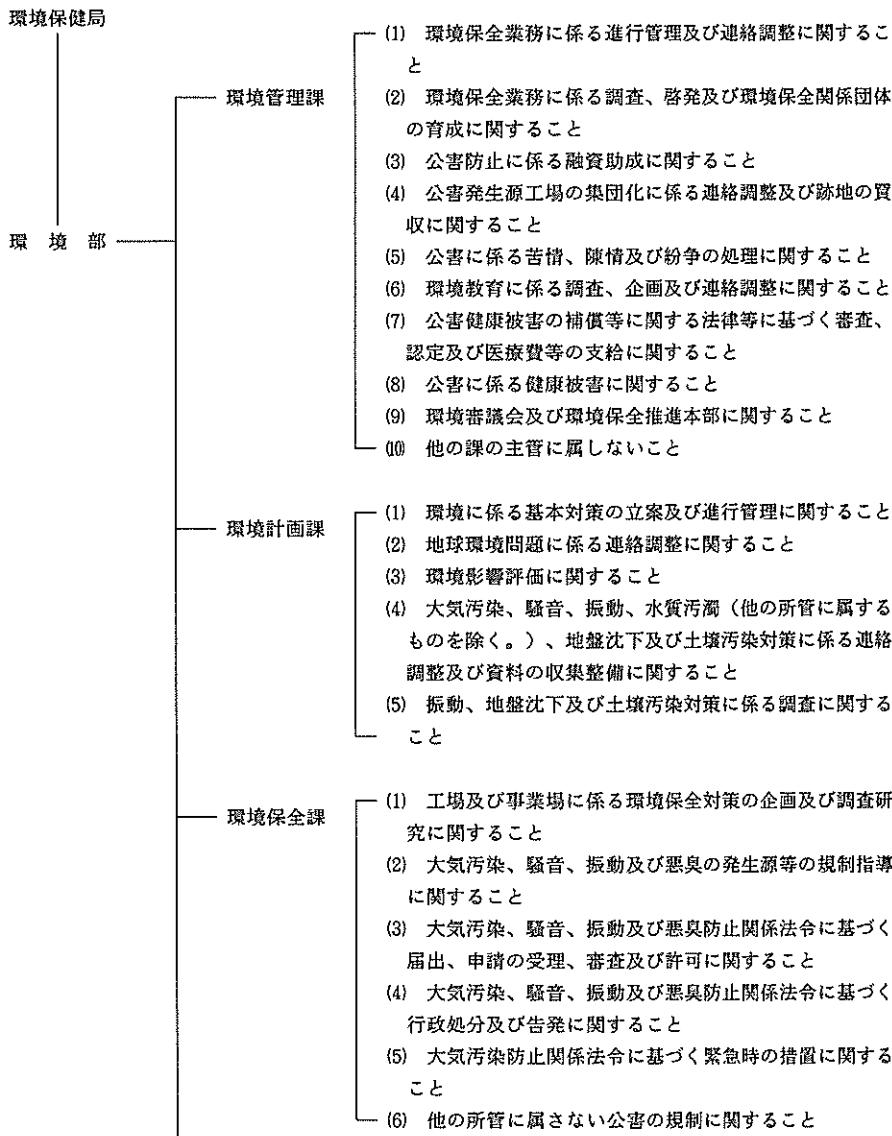
項 目	主 要 事 業	合 計	環境保健局	環境事業局
大気汚染防止対策	大気環境監視、総量規制対策、自動車排出ガス対策、光化学スモッグ対策、悪臭対策、窒素酸化物対策推進事業、規制・指導等	(928,087) 1,027,611	(916,087) 1,015,611	(12,000) 12,000
水質汚染防止対策	水質監視、河川・港湾等しゅんせつ、河川浄化に関する調査等、汚水処理施設整備、規制・指導等	(10,682,753) 9,844,388	(164,541) 176,590	(30,657) 34,092
水域環境整備事業	親水河川・公園・遊歩道の整備、臨海公園等整備、不法投棄対策、水面清掃	(3,497,335) 3,291,062		(70,496) 69,623
騒音振動対策	航空機騒音対策、規制・指導・調査等	(486,740) 871,488	(390,588) 463,968	
公害保健対策	健康被害者補償事業、健康影響調査	(23,251,434) 22,618,714	(23,251,434) 22,618,714	
産業廃棄物対策	処理計画策定・推進、処理施設等整備、規制・調査等	(435,955) 312,808		(184,578) 39,136
工場適正配置事業	公害工場跡地買収、工場集団化	(1,000,000) 1,000,000	(1,000,000) 1,000,000	
融資・助成事業	公害防止設備資金融資、利子助成等	(998,629) 941,972	(998,629) 941,972	
緑化対策	都市公園・街路等緑化、その他公園等整備	(10,494,496) 11,351,304		
地盤沈下対策	地盤沈下・地下水位観測他	(21,964) 26,506	(21,964) 26,506	
地球環境問題関連事業	地球環境問題関連の調査・研究、国際協力	(1,836,654) 254,433	(1,836,654) 254,433	
環境教育推進事業	環境教育推進事業の実施、基本方針の策定	(105,301) 136,465	(105,301) 136,465	
環境影響評価事業	環境影響評価事業の実施	(14,065) 25,000	(14,065) 25,000	
そ の 他	普及啓発、苦情処理、環境情報管理、公害検査事業、審議会等組織運営他	(166,741) 100,314	(162,585) 96,294	
合 計		(53,920,154) 51,802,065	(28,861,848) 26,755,553	(297,731) 154,851

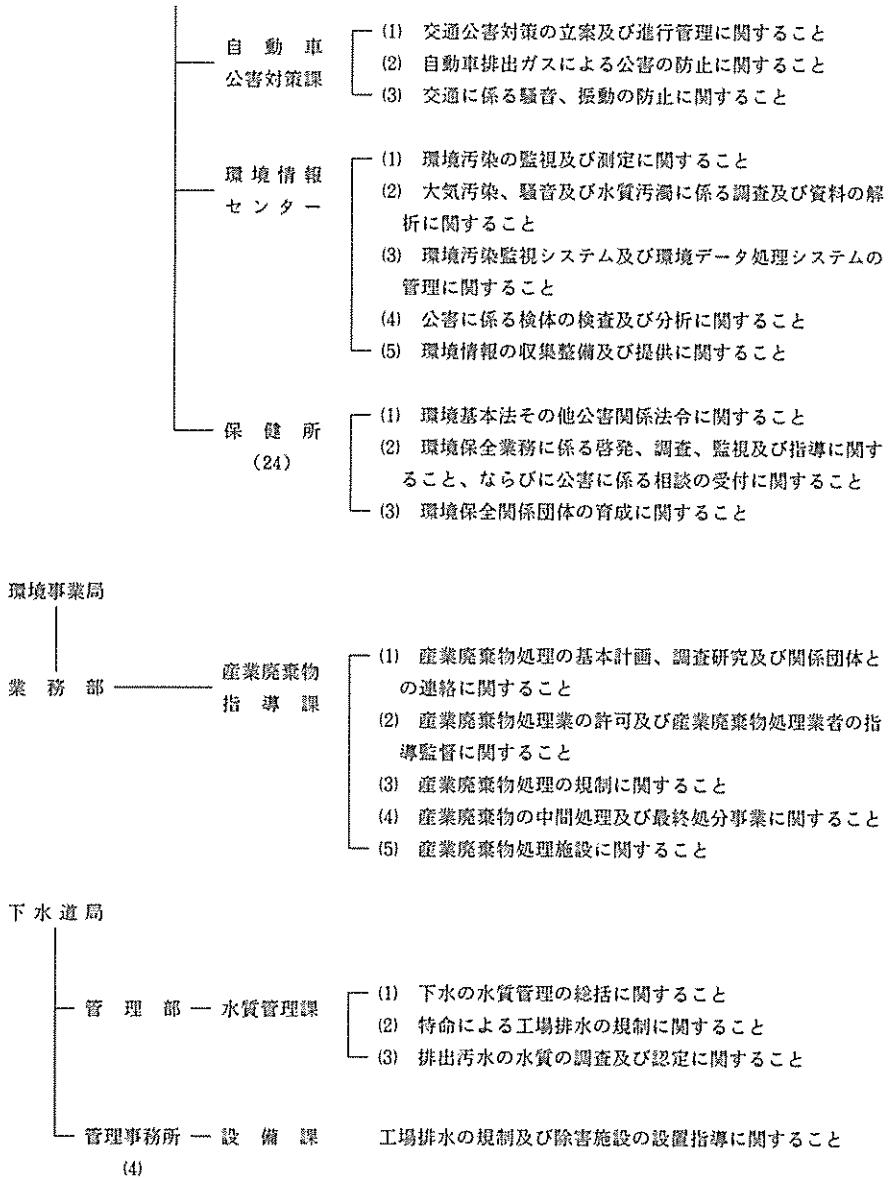
(単位：千円)

下水道局	建設局	港湾局	経済局	教育委員会	計画局
(9,214,405) 8,560,556	(157,400) 72,500	(1,063,700) 965,000	(52,050) 35,650		
(4,861) 4,721	(3,374,510) 3,170,010	(34,632) 35,169	(12,836) 11,539		
				(96,152) 407,520	
	(220,000) 225,000		(30,500) 47,800		(877) 872
	(9,096,562) 10,005,769	(1,361,934) 1,310,000		(36,000) 35,535	
			(1,738) 1,723		(2,418) 2,297
(9,219,266) 8,565,277	(12,848,472) 13,473,279	(2,460,266) 2,310,169	(97,124) 96,712	(132,152) 443,055	(3,295) 3,169

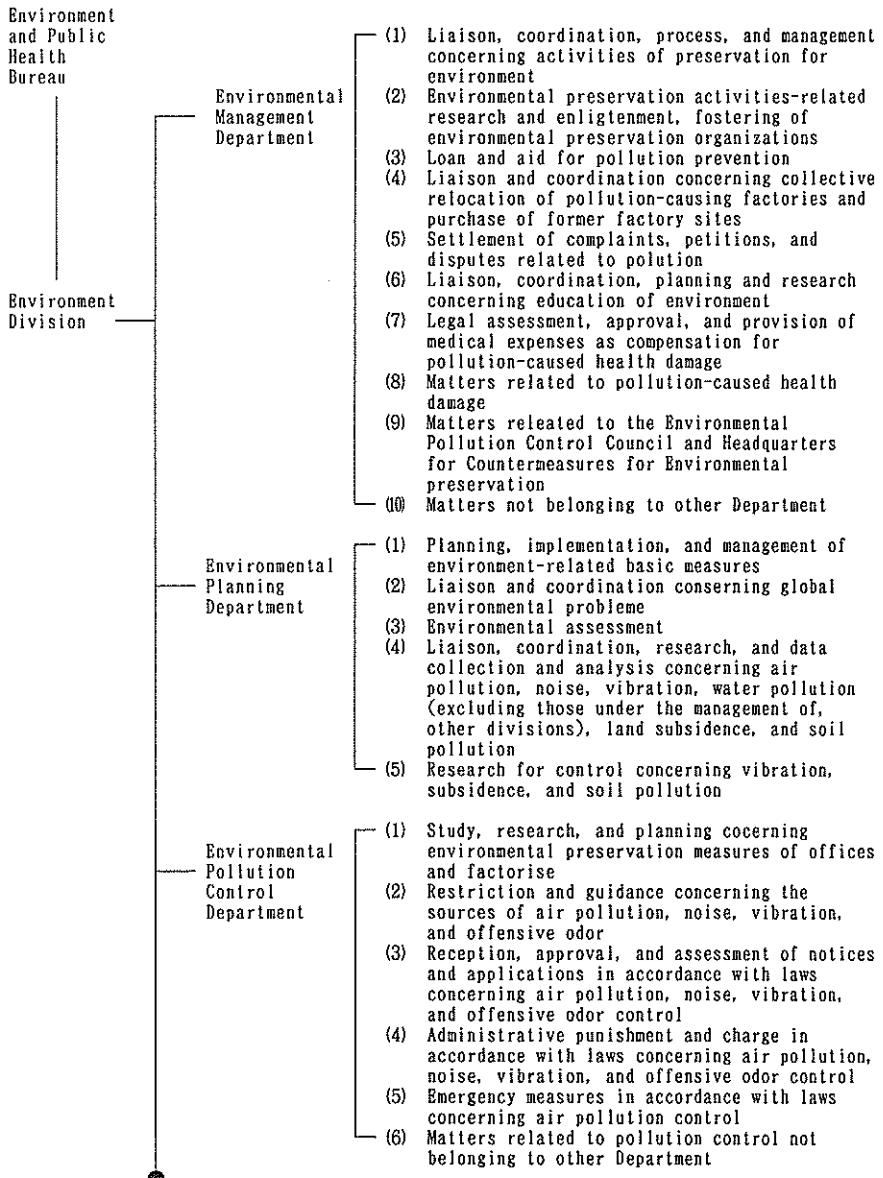
()は前年度予算

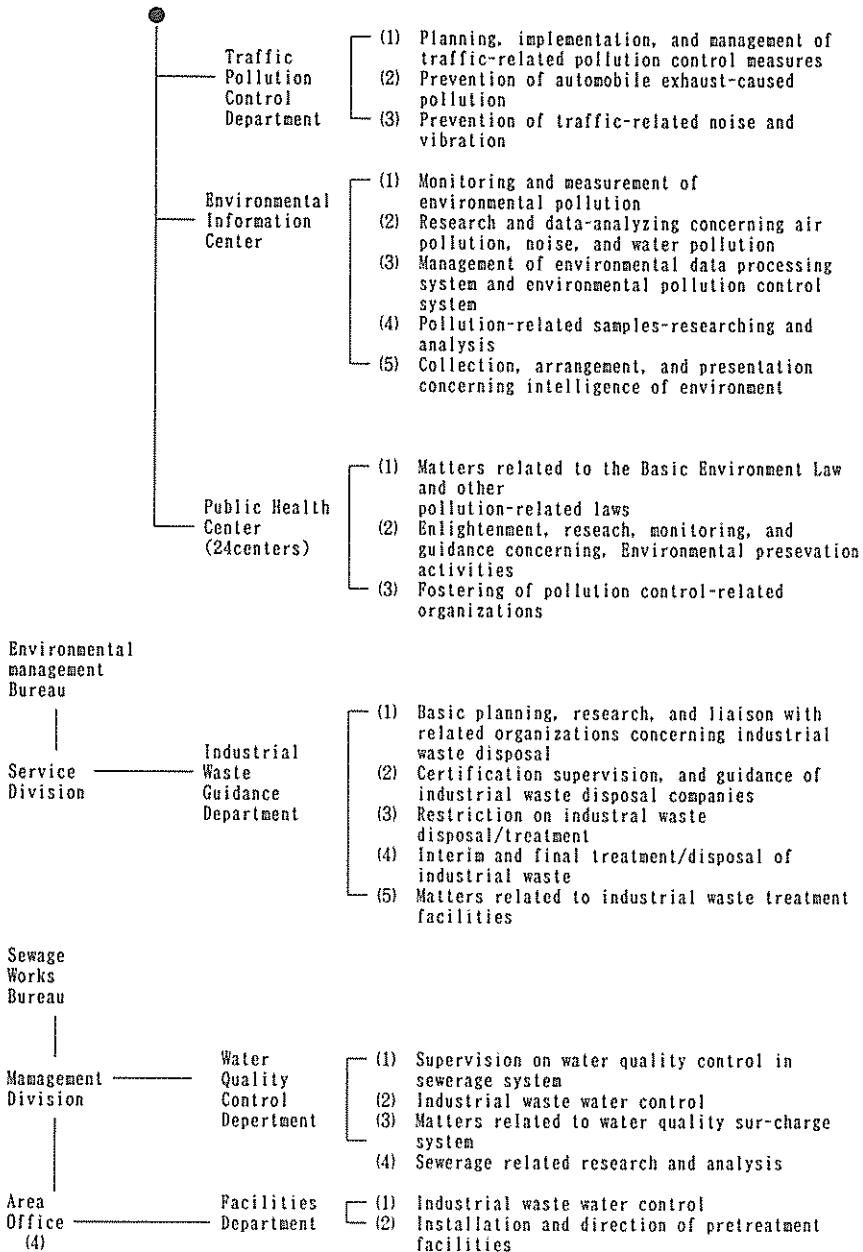
環境担当組織機構（平成6年4月1日現在）





Pollution Control-related Organizational Structure





環境関係協議会等一覧表

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
1	大阪市環境審議会 (平6.8.1)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境管理課 (会長) 元大阪市立大学 理学部教授 齋藤 行正	委員 30名	環境の保全についての重要事項 の調査審議に関する事務 (大気・水質・騒音振動・廃棄物・総合5部会を設置)
2	大都市公害主管局 長会議 (昭44.11.14)	加盟都市持回り	札幌市 東京都市 横浜都市 川崎都市 名古屋市 京都都市 大阪都市 神戸都市 広島都市 北九州都市 福岡都市 仙台都市 千葉都市	環境行政の諸問題について意見 の交換と相互の連絡を行い、環 境行政の効果的な推進に資する ことを目的とする。 (大気・水質・騒音振動・環境 管理計画・環境影響評価の5担 当者会議を設置)
3	大阪府市環境行政 連絡協議会 (昭42.1.10)	府、市交互に担当	大阪府 大阪市	府、市相互の緊密な連絡協議を 図り、統一的効果的な環境行政 の推進を期する。
4	大阪府市長会行政 部会公害問題主担 者会議 (昭45.4.1)	大阪府市長会	府下33市	大阪府下各市の公害行政に関する 連絡を密にし、その円滑な運 営を図り、公害行政全般の改善 推進に資することを目的とする。
5	大阪市都市環境協 議会連合会 (昭35.11.16 — 大阪市煤煙防 止会連合会とし て)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境管理課 (会長) 城東区都市環境協 議会 会長 行田 一典	北区都市環境研究 会ほか 23団体	公害発生関係事業主により環境 保全関係諸調査研究、啓発等の 自主実践活動を行うほか、自治 体の環境行政に協力し、対策の 実を挙げる。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
6	全国大気汚染防止連絡協議会 (昭38. 10. 1)	東京都及び大阪府 (常任幹事)	大気汚染関係府県 市及び国の関係省 庁	大気汚染防止法に基づく諸対策 に関する各自治体の情報交換及 び技術上の問題の検討、国への 要望
7	近畿大気汚染常時 監視連絡会 (昭50. 9. 9)	加盟府県市持回り	大阪府 京都府 兵庫県 和歌山县 奈良県 滋賀県 大阪市 神戸市 堺市 尼崎市 姫路市 西宮市 和歌山市 大高市	(目的) 大気に係る汚染の広域性にかん がみ、近畿関係府県、市域にお ける効果的かつ精度の高い常時 監視を行うため、環境測定に必 要な基礎データの交換、情報の 通報、監視技術及び知識の向 上に資するための調査研究を行 う。
8	大阪自動車公害対 策推進会議 (昭43. 5. 27)	(事務局) 大阪府環境保健部 環境局交通公害課 大阪市環境保健局 環境部自動車公害 対策課 (議長) 大阪府知事 中川 和雄 大阪市長 西尾 正也	大阪府 大阪市 近畿運輸局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所 近畿地方建設局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府市長会 大阪府町村長会 大阪府自家用自動 車連合協会 など27団体	自動車公害防止に関する対策を 積極的に推進するため、次のこ とを行う。 (1) 推進すべき自動車公害対策 とその推進方法 (2) 自動車公害防止に関する情 報の交換 (3) その他自動車公害防止対策 について特に必要と認める事 項

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
9	七大都市自動車技術評価委員会 (昭50. 2. 1)	川崎市	東京都 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 川崎市	自動車公害に係る対策事業並びに自動車公害低減技術、低公害自動車の開発等に係る調査研究及び情報の交換を行う。
10	瀬戸内海環境保全知事・市長会議 (昭46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県保健環境部 (議長) 兵庫県知事 貝原 俊民	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 京都府 大阪府 兵庫県 神戸市 広島市 北九州市	<p>(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること。 (事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事項 </p>
11	(仮)瀬戸内海環境保全協会 (昭51. 12. 22)	(会長) 兵庫県知事 貝原 俊民	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県	<p>(目的) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚並びに調査研究、その他の行事を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資すること。 (事業) (1) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚 </p>

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
			福岡県 大分県 京都府 大阪市 神戸市 広島市 北九州市	(2) 潛戸内海の環境保全に関する調査研究 (3) 潜戸内海の環境保全活動に関する指導助成 (4) 潜戸内海の環境保全に関する情報の収集及び提供 など40団体
12	大阪湾海水汚濁対策協議会 (昭47. 11. 21)	(事務局) 兵庫県保健環境部 (代表理事) 兵庫県知事 貝原 俊民	大阪府 和歌山県 大阪市 和泉市 大阪市 岸和田市 泉大津市 岸貝佐野市 泉高石市 泉南市 泉南市 阪和田市 忠石市 田舎尼市 神明市 田舎路市 西洲市 芦屋市 津浦市 清東市	(目的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、大阪湾海水汚濁対策の推進を図り、もって大阪湾の浄化を実現すること。 (1) 大阪湾海水汚濁対策の推進 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定の相互協力と情報交換 (3) その他必要事項

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
13	淀川水質汚濁防止連絡協議会 (昭33. 7. 14)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 橋本 鋼太郎	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圈整備局 大阪府 京都府 滋賀県 三重県 奈良県 兵庫県 大阪市 高槻市 枚方市 守口市 寝屋川市 吹田市 京都市 神戸市 尼崎市 伊丹市 西宮市 奈良市 大津市 阪神水道企業団 水資源開発公団 (側)河川情報センター	<p>淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対する協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業
14	大和川水質汚濁防止連絡協議会 (昭42. 5. 12)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 橋本 鋼太郎	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圏整備局 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市	<p>大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
			藤井寺市 大阪狭山市 河南町 太子町 美原村 千早赤阪 奈良市 奈和田 大和高郡 大和理原 天理井 横井所 桜井駒 御生芝 香芝市 他奈良県下15町村	(2) 大和川水域の水質調査に対する協力 (3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進
15	神崎川水質汚濁対策連絡協議会 (昭44、4.18)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 橋本 鑑太郎	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圈整備局 大阪府 大阪市 大豐市 吹田市 摂津市 萩原市 高槻市 池能市 篠山市 箕面市 能勢市 面崎市 能勢丹波市 能勢西塚市 面崎市 丹波市 西塚市 塚市 名川町	(目的) 神崎川の実態の把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる。 (事業) (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事項

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
			神安土地改良区 水資源開発公団 鰐河川情報センター	
16	大阪地盤沈下総合 対策協議会 (昭36. 11. 27)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境計画課 (会長) 大阪市長 西尾 正也	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	大阪における高潮防禦及び地盤 沈下防止に関する総合対策の樹 立並びにその実施の促進に必要 な事業を行う。
17	大阪エネルギー技 術問題懇談会 (昭55. 4. 30)	(社)大阪工業会 (会長) 鴻池 藤一	大阪府 大阪市 (社)大阪工業会 他	(目的) 行政・産業界相互の立場からエ ネルギー問題の解消をめざし、 省エネルギーの推進とローカル エネルギーの開発を重点的にと りあげ、府域の効率的なエネル ギー対策に寄与することを目的 とする。
18	近畿府県主要都市 騒音振動連絡会 (昭48. 10. 31)	加盟府県市持回り	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山县 大坂市 神戸市 京都市	(目的) 騒音振動公害に関する意見交換 情報・資料交換等を通じて、公 害行政の改善及び効果的な推進 を図る。
19	四市悪臭公害連絡 会 (昭56. 5. 29)	加盟都市持回り	大阪市 京都府 名古屋市 神戸市	(目的) 悪臭公害に関する意見交換、情 報・資料交換を通じて都市にお ける悪臭対策の円滑な推進を図 る。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
20	道路交通公害対策連絡会 (昭60. 11. 6) (昭 63.12. 2 改称)	(庶務) 大阪市環境保健局 環境部自動車公害対策課 (会長) 大阪市環境保健局 環境部長	建設省近畿地方建設局 大阪府警察本部 大阪市 阪神高速道路公团	(目的) 大阪市域内における道路交通公害問題の防止に関して、有効適切な対策の検討並びに調査研究及び問題発生に対する円滑な処理を図るために、情報及び意見の交換を行う。
21	大阪国際空港騒音対策協議会 (昭39. 10. 16)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長 松下 勉	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大阪市 吹田市 芦屋市	(目的) 大阪国際空港における航空機騒音防止対策、環境整備の促進等を図ること。 (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案及びその対策に関する法制化の促進 (3) 空港と地域が共存する環境整備の促進 (4) その他必要な事項
22	全国民間空港関係市町村協議会 (昭42. 2. 23)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長 松下 勉	全国の民間空港に 関係する91市町村 が加盟	加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を総合的に調査研究し、これを解決するための方策を推進する。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
23	大阪国際空港騒音 対策委員会 (昭40. 11. 26)	(事務局) 大阪空港事務所 (座長) 大阪国際空港長 落合 進	大阪府 大阪市 豊中市 池田市 箕面市 吹田市 伊丹市 尼崎市 西宮市 宝塚市 芦屋市 大阪航空局 大阪空港事務所 空港環境整備協会 民間航空会社	大阪国際空港周辺における航空機による騒音被害に關し、その実態を調査し、資料収集を行い、これに基づく騒音防止に必要な措置について協議する。
24	大阪国際空港調停 事項促進協議会 (昭50. 11. 12)	(事務局) 大阪航空局 騒音対策センター (座長) 大阪航空局次長 二宮 省三	調停団 運輸省航空局 大阪航空局 大阪空港事務所 空港周辺整備機構 空港環境整備協会 大阪市 伊丹市	大阪国際空港に関する公害等調整委員会より提示された調停条項及び個別事項の具体化を促進する。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
25	公害捕償地域(大気系)連絡協議会 (昭47. 5. 31)	大阪市環境保健局 環境部環境管理課	千葉市 東京都(千代田区 ほか19区) 横浜市 川崎市 富士市 古屋市 富海市 東日市 四日市 捕町(三重県) 大阪市 吹田市 豊中市 神戸市 東守口市 守八尼市 倉庫市 玉前市 備九州市 北牟婁郡 大和田市	(事業) (1) 地域に対する要望事項の検討 と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 各都市との情報交換 (4) その他
26	近畿環境担当部局 長会議 (昭61. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境保健部 環境局環境政策課	大阪府 兵庫県 京都府 和歌山県 奈良県 大阪市 滋賀県 京都府 京都市	環境問題に関する意見交換、情 報交換等を行い、近畿地域の各 府県及び政令指定都市における 環境行政の効果的な推進に資す ることを目的とする。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
27	近畿ブロック産業 廃棄物処理対策推進協議会 (昭59. 11. 9)	加盟府県持回り	滋賀県 京都府 京都市 大阪府 大坂市 堺市 東大阪市 兵庫県 神戸市 尼崎市 姫路市 奈良市 和歌山市 和歌山市 和歌山市	広域的視野にたった相互協力を密にし、近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行に努め、もって産業廃棄物対策の推進を図ることを目的とする。
28	全国アメニティ推進協議会 (昭63. 6. 30)	越谷市	143市町村が加盟 賛助会員として、 40都道府県が加盟	市町村(特別区含む)が快適環境づくり(うるおいとやすらぎに満ちたアメニティタウンづくり)に取り組むとともに、相互に連携を深め、英知と創意を結集することにより、地域の特性を生かした個性豊かな快適環境づくりの全国的推進とアメニティ意識の高揚を図ることを目的とする。
29	公害防止計画推進 市区町村協議会 (平2. 6. 1)	大阪市	公害防止計画策定 437市区町村が加盟	全国の公害防止計画策定地域の 市区町村が緊密な連携を図り、 公害防止に関する協力体制を確立して公害防止事業を推進することにより地域の環境改善に資することを目的とする。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
30	大阪電気自動車コミュニケーションシステム事業推進協議会 (平3.8.8)	(事務局) 側都市交通問題調査会 (会長) 大阪市助役 阪口 英一	大阪市 大阪府 関西電力 ダイハツ工業 日本電池 側都市交通問題調査会	自動車公害問題の解決を図るために、電気自動車の導入や共同利用ができる急速充電スタンドの整備を行い、電気自動車の大量普及に向けた試験研究を目的とした事業を行う。
31	大阪市底質対策技術検討会 (平元.2.28)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境計画課 (委員長) 大阪市立大学名誉教授 三瀬 貞	委員 5名	市域内の河川等の公共用水域における有害な底質を有効適切に除去、処理・処分し、河川等の良好な環境を保全することを目的とする。 底質対策事業計画及び実施にあたって調査検討を進める。
32	大阪市環境影響評価専門委員会 (昭59.3.9)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境計画課 (会長) 大阪大学名誉教授 松島 謙吉	学識経験者 17名	大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上の見地から、市域内に係る環境への影響について審議するために必要な事項を定め、もって市域の良好な環境の確保に資することを目的とする。
33	近畿地域環境影響評価協議会 (昭59.11.21)	加盟府県市持回り	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 京都府 大阪府 神戸市	大規模開発事業に係る環境影響評価の審査に際して構成員相互の協力関係を増進するとともに、適切かつ円滑な環境影響評価の推進と充実に資することを目的とする。

年 表

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
明治10年 (1877)			5月	・大阪府製造所（鉄工所、かじや、風呂屋）取締規則制定
11年				・渡良瀬川（栃木県）で足尾銅山鉛毒が著しくなる
17年				・大阪府ばい煙取締令（島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止）制定
18年				・別子銅山（愛媛県）の亜硫酸ガス被害が広がる
21年				・大阪府ばい煙発生工場の建設禁止令（旧大阪市内に煙突を建てる工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転）制定
22年	4月	○大阪市制施行（東・西・南・北の4区）		
23年				・鉱業条例公布（明25.6.1施行）
24年			12月	・国会で初めて公害問題の質疑が行われる
27年	3月	○初めて下水道改良事業に着手		
	10月	○市営桜宮浄水場完成（水道事業開始）		
29年			2月	・大阪府製造場取締規則（製造場に対し、公害に係る許可制をとりいれ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された）制定
			4月	・河川法制定
31年	9月	○大阪市制特例廃止		
		○市役所分課規定制定（庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制）		
34年			8月	・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐり、沿岸農漁民と紛争
39年	8月	○市立衛生試験所創設	11月	・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生（社会問題化）
44年			3月	・工場法制定
大正 3年	3月	○木津川焼却場開設		
9年				・大阪府工場取締規則（ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の変更及び禁止を命令）制定
10年 (1921)	5月	○市庁舎、現在地に落成	12月	

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
大正11年	9月	○第1期都市計画下水道事業認可される ○衛生試験所でばいじん量の測定開始 ○衛生部衛生課を保健部と改称 ○市域大拡張（44カ町を編入）		・神通川（富山県）流域に奇病発生
13年 14年	4月			
昭和 2年 (1927)		○市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
3年		○水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明		
5年		○自動車排出ガス（一酸化炭素）の測定開始		
6年	10月	○「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定方に関し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出	6月	・大阪府ばい煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止）制定
7年				
9年		○地盤沈下、地下水位観測所を設置し、當時測定を開始		
12年		○保健部保健係にばい煙担当職員を置き、燃焼の指導にあたる	9月	・保健所法公布
13年 15年 17年	2月 4月 4月	○保健所を創設（阿倍野） ○下水処理場を創設 ○保健部を保健局と改称 ○衛生試験所を生活科学研究所と改称		
22年 24年	4月 7月	○保健局を衛生局と改称 ○大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした		
25年 (1950)	4月	○生活科学研究所を衛生研究所と改称 ○保健所に環境衛生監視員設置	8月	・大阪府事業場公害防止条例制定
26年	3月	○工業用水道創設事業に着手		・横浜ゼンソク多発
28年	10月	○街頭騒音の定点測定を開始		・水俣病患者発生
29年	4月	○工業用水道条例制定	12月 4月	・大阪府事業場公害防止条例制定（全面改正） ・清掃法改定
30年 31年	4月 6月	○工業用水道の完工式挙行 ○ばい煙に関する世論調査を実施	6月 7月	・工業用水法制定 ・近畿地方大気汚染連絡協議会設立

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和33年	3月 7月	○「町を静かに」の運動始まる ○淀川水質汚濁防止連絡協議会設立	12月	・水質保全法制定 ・下水道法制定
34年	11月 4月	○ばい煙防止月間はじまる ○地盤沈下防止条例公布	3月 12月	・工場排水規制法制定 ・工場立地法制定 ・(社)大気汚染研究全国協議会設立
35年 (1960)	11月	○大阪市煤煙防止会連合会（現大阪市都市環境協議会連合会）設立	7月	・地盤沈下対策都市協議会設立
36年	4月	○地下水くみ上げ施設（クーリングタワー）転換融資と助成措置の実施	12月	・四日市ぜんそく多発 ・大阪府において、大気汚染濃度測定開始（二酸化鉛法による硫黄酸化物）
	11月	○大阪地盤沈下総合対策協議会設立		
37年	2月 4月	○計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設 ○大阪市公害対策審議会設置	5月 6月 8月	・建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定 ・ばい煙規制法制定 ・東京にスモッグが続々問題化 ・工業用水法改正（地盤沈下対策の強化を図る）
38年	1月 6月	○市内18ヶ所でスモッグの視程観測実施 ○計画局を総合計画局と総称し、地盤沈下防止部を公害対策部に改称	7月 10月	・ばい煙規制法に基づく地域指定（大阪市及びその周辺地域）並びに排出基準設定 ・全国大気汚染防止連絡協議会設立
39年	4月	○緑化百年運動スタート	6月 7月 10月	・厚生省に公害課設置 ・新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発 ・近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律制定 ・大阪国際空港騒音対策協議会設立
40年 (1965)	4月 12月	○大気汚染常時監視機構の整備に着手 ○「大気汚染環境管理基準について」大阪市公害対策審議会から答申	5月 6月 11月 12月	・四日市市に市が公害病患者に治療費を負担する制度の発足 ・公害防止事業団法制定 ・公害審議会令公布 ・阪神広域スモッグ対策連絡協議会設立 ・ばい煙、粉じんに係る規制基準制定（大阪府条例）
41年	4月	○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	9月 10月	・新車の排出ガス規制実施（CO濃度3%） ・厚生省公害審議会「公害に関する基本的施策について」答申

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和42年	1月	○大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される ○大阪市公害行政連絡協議会設立	6月	・下水道整備緊急措置法制定 ・阿賀野川有機水銀中毒事件訴訟提起
	2月	○大阪市総合計画基本構想（マスター・プラン）発表	8月	・厚生省に公害部設置 ・公害対策基本法制定 ・船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律制定
	4月	○大阪港海水汚濁防止対策協議会設立 ○大阪市公害防止設備資金融資制度設定		・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律制定
	5月	○大和川水質汚濁防止連絡協議会設立	9月	・四日市ぜんそく事件訴訟提起
	43年 4月	○大気汚染管理センター設置 ○大阪自動車排出ガス対策推進会議設立	3月 6月	・イタイイタイ病患者訴訟提起 ・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定
	7月	○大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所をテレメーターバー化	8月	・都市計画法制定 ・水銀による環境汚染防止暫定対策要領の通達（厚生省） ・カネミライスオイル中毒患者多発
	8月	○大阪市・尼崎市公害行政連絡協議会設立	12月	・自動車排出ガス規制の開始（ガソリン車のCO規制）
	11月	○市独自によるスマッグ情報の発令開始		
	44年 4月	○神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立 ○衛生局環境衛生課から公害指導課が独立	2月	・二酸化いおうの環境基準閣議決定
	8月	○此花区内主要6社から公害防止計画書を提出	5月 6月	・初の公害白書を国会に報告 ・新車の排出ガス規制強化（CO濃度2.5%）
45年 (1970)	10月	○「ビル暖房の規制について」大阪市公害対策審議会から答申	10月 11月	・大阪府公害防止条例制定 ・10大都市公害主管局長会設立 ・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
	12月	○大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される ○「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申	12月	
	1月	○大阪市公害被害者認定審査会条例制定	2月	・一酸化炭素に係る環境基準閣議決定
	2月	○公害被害認定審査会設置	4月	・公害被害者救済制度スタート
	4月	○公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	6月	・水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	6月	○衛生局公害指導課が公害指導課と公害規制課となる。 ○西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立		・公害紛争処理法制定 ・ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表（通産）

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和45年	6月 7月 8月 12月	○西淀川区大気汚染緊急対策に着手 ○大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立 ○西淀川区公害特別機動隊設置 ○大阪市公害対策本部設置 ○此花区特別対策に着手 ○此花区公害特別機動隊設置 ○東住吉区加美、生野区箕面地区においてカドミウム汚染問題発生	7月 8月 12月	省) ・東京都に光化学スモッグ発生 ・米中のカドミウム濃度の安全基準を決定(厚生省) ・大阪府光化学スモッグ暫定対策実施要綱制定 ・田子の浦ヘドロ問題化 ・中央公害対策本部設置を閣議決定 ・使用中の自動車のCO規制スタート ・カドミウム環境汚染問題発生(八尾地区等) ・水質汚濁防止法、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の处罚に関する法律等の公害関係14法制定、改正 ・大阪府公害防止条例制定(全面改正) ・騒音に係る環境基準閣議決定 ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定 ・悪臭防止法制定 ・特定工事における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・イタイイタイ病第1次訴訟判決(富山地裁) ・瀬戸内海環境保全知事市長会議設立 ・環境庁発足 ・光化学スモッグが大阪府下に初めて発生 ・中央公害対策審議会発足 ・新潟水俣病事件新潟地裁判決 ・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・いおう酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定(大阪府) ・BHC全面使用禁止(農薬取締法の一部改正による) ・水質汚濁に係る環境基準の告示
46年	1月 2月 4月 6月 8月 10月 11月 12月	○国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に要望書を提出 ○助大阪産業廃棄物処理公社設立 ○バス専用、優先レーン対策の実施 ○総合計画局公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設(管理部、保健部、環境部の3部制) ○大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立 ○公害規制の権限が全面的に市へ委譲される ○大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設 ○大気汚染防止計画基本構想(クリーンエアプラン'71)策定 ○大阪市・堺市公害行政連絡協議会設立 ○木津川周辺特別対策機動班設置 ○「クリーンエアプランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	3月 5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月	

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和47年	1月	○ P C B に係るアンケート等の調査実施	1月	・浮遊粒子状物質の環境基準告示
	4月	○ 国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に關し大阪府公安委員会に対し、再度要望	5月	・悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定
	6月	○ 大阪港に廃船、廃油処理施設建設	6月	・国連人間環境会議開催「人間環境宣言」を採択
	7月	○ 国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に關し、騒音規制法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公團に意見具申	7月	・光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定
	9月	○ 市公用車に排出ガス防止装置取付け	8月	・自然環境保全法制定
			10月	・大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正（無過失責任規定）
			11月	・四日市ぜんそく事件津地裁判決
			12月	・イタイイタイ病訴訟審判決（名古屋高裁）
				・自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスキ一法）告示
				・大阪湾海水汚濁対策協議会設立
48年	1月	○ 大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始	1月	・大阪地域公害防止計画策定
	3月	○ 水質汚濁防止対策（クリーンウォータープラン）策定	3月	・自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示（道路運送車両法改正）
	4月	○ 地区別機動隊を廃止し、環境部に公害規制隊を設置、規制部門の一元化を図る	4月	・大阪府自然環境保全条例制定
	6月	○ 大阪市公害被害者の救済に関する規則の制定（西淀川区におけるつなぎ救済措置の実施）	5月	・熊本水俣病事件熊本地裁判決
	7月	○ 「窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申	6月	・悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準設定
		○ 「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	8月	・「公害に係る健康被害損害賠償制度について」中央公害対策審議会から答申
		○ 「クリーンウォータープランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	9月	・大気汚染に係る環境基準告示
	8月	○ 悪臭に係る規制地域及び規制基準を公示	10月	・第1回環境週間の実施
				・第1回瀬戸内海環境保全月間実施
				・窒素酸化物排出基準設定

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和48年 49年 50年 (1975)	11月	○北港処分地一部使用開始 ○クリーンエアプラン'73(大気汚染防止基本計画)策定 ○大阪市河川浄化対策本部設置 ○分区が実施され、26区となる ○河川浄化の一環として水門操作実験開始 ○大阪市公害被害者の救済に関する規則の廃止 ○共同利用施設完成(北中島、三国、東三国、西三国) ○クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源通減計画を策定 ○「公害健康被害補償法に基づく地域指定について」大阪市公害対策審議会から意見 ○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(12区) ○環境科学研究所(衛生研究所を改称)環境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業務開始	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガスの量の許容限度設定(50年度規制) ・大阪国際空港公害訴訟判決(大阪地裁) ・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例(上乗せ条例)制定 ・名古屋新幹線公害訴訟提起 ・国立公害研究所発足 ・大阪国際空港周辺整備機構設立 ・自動車排出ガス量の許容限度設定(軽油車のディーゼル黒煙等) ・国土利用計画法制定 ・大気汚染防止法の一部改正(硫黄酸化物の総量規制導入) ・公害健康被害補償法施行 ・公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」中央公害対策審議会から答申 ・硫黄酸化物に係る総量規制地域指定(大阪市・堺市ほか) ・P C B を水質環境基準、排水基準に追加 ・自動車排出ガス量の許容限度設定(51年度規制) ・千葉川鉄公害訴訟提起 ・7大都市首長懇談会において、自動車排出ガス対策の推進に関する声明の発表 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示 ・六価クロム禍問題全国的に広がる ・7大都市自動車排出ガス規制問題調査団設置 ・自動車騒音の大きさの許容限度(許容限度を1~3ポン引下げる)の告示 ・水質環境基準の類型指定追加(第2寝屋川、平野川) ・大阪空港騒音調定成立
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	11月			
	12月			
	1月	○騒音規制法に基づき、府公安委員会に対し交通規制を要請(国道43号線西淀川区出来島)		
	2月	○「クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源通減計画について」大阪市公害対策審議会から意見		
	3月	○公害健康被害補償法に基づく公害病認定患者の転地療養実施		
	4月	○「北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について」大阪市公害対策審議会から意見		
	6月	○排水規制権限が下水道局に移管		
	8月	○六価クロム化合物含有鉱さい実態調査実施		
	12月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)		

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和50年			11月	・大阪国際空港公害訴訟控訴審判決（大阪高裁）
51年	3月	○「大阪市廃棄物処理計画について」大阪市公害対策審議会から答申 ○大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会設置 ○大阪市総合交通対策本部設置	12月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会防止計画部環境評価制度専門委員会の検討結果発表
	12月	○転地療養施設を西奈良病院に開設	5月	・瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正（有効期限2年延長）
52年	3月	○「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について（硫黄酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策）」大阪市公害対策審議会に諮問	6月	・振動規制法公布
	4月	○「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会から答申	8月	・国道43号線公害訴訟提起
	5月	○クリーン大阪センター完成（有害産業廃棄物コンクリート固化施設）	9月	・悪臭防止法の一部改正（悪臭物質に3物質追加）
	6月	○大阪廃棄物対策協議会設立 ○大阪府の硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申	11月	・六価クロム化合物含有鉛さい環境汚染調査結果発表
	10月	○転地療養施設を長尾病院に変更	12月	・環境庁・振動公害に初の規制基準を決定 ・53年度自動車排出ガス規制の実施等を内容とする自動車排出ガス量の許容限度を改正する告示 ・新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示（大阪府） ・(仮)瀬戸内海環境保全協会設立 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政省令等の施行（事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等） ・大阪国際空港にエアバス就航 ・環境保全長期計画策定（環境庁） ・大阪地域公害防止計画の見直しについて閣議決定 ・重量ガソリン車、ディーゼル車に係る52年度規制実施 ・硫黄酸化物総量削減計画並びに硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示（大阪府） ・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の告示（大阪府） ・「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会から答申 ・「自動車排出ガス許容限度長期設定方策について」中央公害対策審議会から答申

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和53年	1月	○「環境基準達成のための実施方策について」（硫黄酸化物総量規制実施に係る意見）及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	1月	・自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示
	3月	○大阪市硫黄酸化物対策指導要領策定 ○悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地域及び規制基準の告示	3月	・大阪地域公害防止計画再策定
			4月	・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会から答申
				・「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」公布
				・西淀川公害訴訟提起
				・瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定
				・自動車排出ガス昭和53年度規制実施
				・大阪国際空港に国際線エアバス就航
			6月	・「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
			7月	・「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定（水質総量規制制度の導入）
54年	1月	○「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策審議会から窒素酸化物対策中間報告	7月	・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示
	2月	○大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施	10月	・環境庁大気保全局に交通公害対策室設置
			11月	・国立水俣病研究センター設置
				・大阪府二酸化窒素専門家会議設置
			1月	・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施
			2月	・「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」環境庁とりまとめ
			3月	・「水質の総量規則に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的な考え方について」中央公害対策審議会答申
		○水質常時監視システム稼働開始	4月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申
			5月	・ディーゼル車のNOx排出規制（54年規制）実施
			6月	・「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表 ・東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府、 国、 そ の 他
昭和54年	7月	○O E C Dのセミナー（都市交通と環境）に市長出席	8月	の化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減基本方針を策定
			10月	・軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制を告示 ・NO _x 固定発生源第4次規制実施 ・「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布（滋賀県）
55年	3月	○公害に係る市政モニター調査結果発表 ○公害バトロール車に電気自動車2台を導入	1月	・大阪府合成洗剤対策推進要綱制定
			3月	・大阪府等20都府県の化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画を承認（内閣総理大臣） ・「環境影響評価法案要綱」を関係閣僚会議了解 ・「二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について」大阪府二酸化窒素に係る専門家会議報告
	4月	○環境保健局に悪臭規制係を新設	4月	・化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画を告示（大阪府）
			5月	・燃及びその化合物に係る削減指導方針を告示（大阪府） ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定
	7月	○瀬戸内海環境保全知事・市長会議（大阪市において開催）	6月	・大阪府、化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示 ・既設施設についての窒素酸化物の第3次排出基準適用 ・熊本水俣病第3次訴訟提起 ・中央公害対策審議会・交通公害部会を設置
	10月	○大阪市合成洗剤対策実施要綱制定	9月	・重量ガソリン車、軽貨物車及び副室式ディーゼル車に対する排出ガス並びに乗用車に対する57年規制を告示 ・名古屋地裁・新幹線公害訴訟判決 ・地球的規模の環境問題に関する懇談会設置（環境庁）
			11月	・中央公害対策審議会「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和55年			11月	<p>「法律の延長について」を意見具申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境審議会「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本の方策について」答申 ・「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンピング条約）」発効
	12月	○沿道環境調査検討会設置	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会企画部会「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」報告
56年	3月	○大阪市公害対策審議会総合調査部会を設置	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新型の軽量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制実施 ・中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申 ・「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる財待法）」の適用期限10年延長
	6月	○環境庁設置10周年記念講演会	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置 ・運輸省関西新空港計画3点セット要約提示
	8月	○ぜん息児を対象とした健康回復宿を実施	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府関西新空港地域整備構想まとまる ・窒素酸化物総量規制実施のため、大気汚染防止法施行令の一部改正 ・広域臨海環境整備センター法公布
			6月	<ul style="list-style-type: none"> ・直接噴射式ディーゼル車に対する排ガス並びに中型車に対する騒音の58年規制を告示
			8月	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物に係る総量規制基準等について定める大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令等公布
			9月	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」公布
			10月	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令
			11月	

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和56年 57年			12月	・大阪空港公害訴訟最高裁判所判決言渡し
	6月	○大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪自動車公害対策推進会議に改称	2月	・「環境庁十年史」発行
	8月	○産業廃棄物実態調査 ○全下水処理場の高級処理化達成	3月	・大阪府環境総合計画概案発表 ・初の悪臭公害集団訴訟で最高裁判決
58年			6月	・大阪湾広域臨海環境整備センター設立 ・川崎公害訴訟提起
	5月	○クリーンウォータープラン'83 (大阪市水域環境保全基本計画)策定	10月	・大阪府産業廃棄物処理計画策定(昭和57~65年度)
	6月	○第1回環境月間(1~30日) ○大阪市公害対策審議会「窒素酸化物対策のすすめ方について」答申 ○産業廃棄物行政に関する事務を環境事業局に移管	11月	・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の告示(大阪府)
			12月	・中央公害対策審議会「湖沼の窒素及び磷に係る環境基準及びその測定について」答申
			3月	・大阪府環境総合計画策定 ・湖沼の窒素及び磷に係る環境基準の設定
			4月	・内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認 ・大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」の施行 ・廃棄物処理法施行令の一部改正(「建設本くず」の産業廃棄物指定)公布 ・中央公害対策審議会、「今後の交通公害対策のあり方について」答申 ・環境美化行動の日設定
			7月	・中央公害対策審議会企画部会「環境保全長期計画フォローアップ作業報告」
			8月	・ディーゼル車(直噴式)のNOx規制実施
			9月	・川崎公害第2次訴訟提起

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和58年			11月	<ul style="list-style-type: none"> 「環境影響評価法案」衆議院解散の伴い審議未了につき廃案 環境庁、中公審に対し公害健康被害補償制度の指定地域について見直しを諮問
59年	1月	○ニュークリーンエープラン（大阪市大気環境保全基本計画）策定	2月	・「大阪府環境影響評価要綱」制定
	3月	○「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」制定	7月	・「湖沼水質保全特別措置法」制定・公布（60年3月施行）
			8月	・「環境影響評価の実施について」閣議決定
			9月	・環境庁「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
			12月	・中央公害対策審議会「窒素及び燐に係る排水基準の設定について」答申 ・「湖沼水質保全基本方針」公表
60年 (1985)	1月	○「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、官能試験法の導入についての検討を始める	3月	・環境庁「名水百選」発表
	4月	○ニュークリーンエープランに基づく「大阪市窒素酸化物対策指導要領」策定	4月	・環境庁「窒素酸化物対策検討会」設置
			6月	・濃尾平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱の策定
			8月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（小型ボイラーを規制対象に追加）
			9月	・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決（福岡高裁）
			10月	・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示
		○大阪市公害対策審議会大気部会に「粒子状物質小委員会」を設置	12月	・瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の富栄養化防止に関する基本的考え方について」答申
	11月	○「道路交通騒音振動対策連絡会」設置		・環境庁「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」公表

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和61年	2月	○沿道環境調査検討会が報告書をとりまとめる	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府「燃及びその化合物に係る削減指導方針」策定
	4月	○「大阪市悪臭防止指導要綱」制定・施行		<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海関係13府県知事「燃及びその化合物に係る削減指導方針」策定
		○騒音規制法及び振動規制法施行令等の改正に基づく規制地域の指定等の告示		<ul style="list-style-type: none"> ・原木基地公害訴訟控訴審判決（東京高裁） ・名古屋新幹線公害訴訟和解成立 ・国道43号線訴訟第1審判決 ・中央公害対策審議会「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申 ・環境庁「環境保全長期構想」公表 ・中央公害対策審議会「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見具申 ・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁） ・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定 ・「公害健康被害補償法の一部を改正する政令」公布（63年3月1日施行） ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ガスタービン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加） ・ディーゼル乗用車のNOx 62年規制実施 ・大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」策定 ・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害防止計画を承認 ・環境庁環境教育懇談会報告を公表 ・公健法第一種指定地域の指定解除 ・環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策計画」発表
62年	3月	○「環境データ処理システム」導入	1月	
	8月	○産業廃棄物実態調査の実施	3月	
63年			5月	
			9月	
			10月	
			12月	
			3月	
	4月	○環境部機構改革により課係の統合、移管、名称変更ならび		

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和63年	4月	に新設を行う (環境管理課・計画調整課・ 環境保全課・自動車公害対策 課・環境汚染監視センター) ○「建設作業に係る指導方針」 実施 ○「大阪市小児ぜん息等医療費 助成制度」発足	5月 6月 8月	<ul style="list-style-type: none"> 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」 公布(63年5月20日施行) 地球規模の環境問題に関する 懇談会報告公表 環境庁、地球環境保全対策を 推進するため「地球環境保全企 画推進本部」を設置 中央公害対策審議会「水質汚 濁防止法の規制対象事業場の 追加等について」答申 「水質汚濁防止法施行令及び 瀬戸内海環境保全特別措置法 施行令の一部を改正する政 令」公布(規制対象事業所と して、共同調理場、飲食店等 を追加:10月1日施行)
	11月	○窒素酸化物緊急対策を実施 (11月~1月)	11月	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁「特定建設作業に伴 つて発生する騒音の規制に関す る基準の一部を改正する件」 告示 千葉川鉄公害訴訟一審判決
	12月	○「大気汚染防止推進月間」と してNO _x に関するキャンペ ーンを展開	12月	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁、テレビ、ラジオを通 じ、「二酸化窒素予報事業」 を実施 環境庁「窒素酸化物対策の新 たな中期展望」公表 福岡空港航空機騒音公害訴訟 第一審判決 環境庁「自動車排出ガスの量 に関する許容限度改正」の告 示 「オゾン層保護のためのウ ィーン条約」日本国について発 効
平成元年	1月	○「大阪市固定型内燃機関窒素 酸化物削減指導要領」を策定 (2月1日施行)	昭和 64年 1月	・「オゾン層を破壊する物質に 関するモントリオール議定 書」日本国について発効

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
平成元年	2月	○「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ○公害パトロール車に電気自動車10台を導入	平成元年 2月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的な在り方について」諮問（3月13日答申） ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問 （3月18日答申）
	4月	○大阪市低公害車普及融資制度発足	3月	・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加：10月1日施行）
	6月	○大阪市低公害車普及促進検討会を設置	6月	・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（第2種特定化学物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定：4月1日施行）
	7月	○大阪市低公害車普及助成制度発足 ○大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質対策のあり方について」答申		・有害物質を含む水の地下水への浸透禁止、事故時の措置（水濁法一部改正） ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布（石綿等特定粉じんの規制に係る規定の整備：平成元年12月27日施行）
	8月	○大阪市大気浄化植樹助成制度発足	9月	・「悪臭防止法施行令の一部を改正する政令」公布（悪臭物質に新たに4物質を追加：平成2年4月1日施行） ・「地球環境保全に関する東京国際会議」開催される
	11月	○季節大気汚染防止対策実施（11月から1月）		
	12月	○国際協力事業団（JICA）の要請のもと、アジア、中南米から研修生を受入れ、大気	12月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（特定粉じんとして石綿を指定す

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
平成元年	12月	汚染対策に関する専門研修実施 ○環境問題をテーマにした創作童話を広く全国から募集	12月	る等、法律改正に伴う改正： 平成元年12月27日施行) ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し「生活雑排水に係る制度の在り方について」諮問（平成2年3月16日答申）
2年	3月	○「大阪市環境保全基金」を設置する ○市内男女4000人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表	4月	・大阪府、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」策定
	4月	○「人間と自然の共生をテーマ」にした国際花と緑の博覧会開催される	5月	・環境庁「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」策定
	6月	○メタノールごみ収集車1台のテスト導入 ○「ノーマイカーデー」実施 ○「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会へ諮問	6月	・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（生活雑排水対策の推進を追加） 平成2年9月22日施行 ・大阪府「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」策定 ・公害防止計画推進市区町村協議会の設立
	9月	○暮らしと環境フェアを3日間にわたって開催 (低公害車フェア同時開催) ○環境問題をテーマにした創作童話絵本発刊	7月	・環境庁「地球環境部」を新たに設置 ・国立公害研究所を国立環境研究所へ改組
			8月	・環境庁「地方公共団体による地球環境問題への取組に関する検討会報告書」公表
			10月	・地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ばい煙発生施設へのガス機関及びガソリン機関の追加） 平成3年2月1日施行

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
平成 2年 3年 (1991)	11月	○季節大気汚染防止対策実施 (11月～1月)	10月	・東京都「自動車交通量対策 (中間報告)」を発表 ・「今後の廃棄物対策のあり方 について」生活環境審議会答 申
			11月	・第2回世界気候会議(閣僚宣 言採択) ・環境庁「環境保全のための循 環型社会システム検討会報告 書」公表
			12月	・環境庁「窒素酸化物自動車排 出総量抑制方策の在り方につ いて(中間とりまとめ)」を 発表 ・第1回ごみ減量化促進対策全 国大会(和歌山) ・大阪国際空港の存続決定 ・中公審「有害廃棄物の越境移 動対策のあり方について」答 申
			2月	・大阪府低NOx機器普及促進 方針制定
			3月	・「特定物質の規制等によるオ ゾン層保護に関する法律の一部 を改正する法律」公布 (一部平成3年3月30日付 は平成4年1月1日から施 行) ・「公害の防止に関する国の財 政上の特別措置に関する法律 の一部を改正する法律」公布 (法律の有効期限10年延長)
	2月	○大阪市地盤環境管理計画検 討委員会報告書」公表 ○大阪市公害対策審議会「追加 悪臭4物質に係る規制地域及 び規制基準について」答申	4月	・環境庁「自動車排出ガス量の 許容限度の改正」 ・西淀川大気汚染公害第一次訴 訟第一審判決(大阪地裁) ・水俣病認定遅延損害賠償請求 訴訟最高裁判決
			4月	・「再生資源の利用の促進に關 する法律」公布
	3月	○上海市騒音対策技術交流調査 団来阪し、本市と技術交流に ついて協議		
	4月	○追加悪臭4物質に係る規制地 域及び規制基準告示 ○「大阪市空気調和機器機能回 復工事補助金交付要綱」制定		
	6月	○大阪市低公害自動車普及促進 検討会から低公害な都市型自 動車の提案や低公害自動車の 普及拡大などについて提言が 示された		

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
平成 3年	7月	○「大阪市環境管理計画（E P O C21）」を策定 ○「大阪市環境教育基本方針」策定 ○「U N E P国際環境技術センター大阪設立準備室」設置	7月	・公益信託地球環境日本基金設定 ・「土壤の汚染に係る環境基準の設定について」中央公害対策審議会答申 ・水質汚濁防止法一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加）
		○カナダのトロント市で開催の「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣 ○「大阪電気自動車コミュニティースистем事業推進協議会」設立		・環境庁「土壤の汚染に係る環境基準について」告示
		○上海市へ本市職員を派遣し、上海市の騒音現況調査ならびに騒音測定・防止技術研修を実施		・「再生資源の利用の促進に関する法律施行令」公布、「同基本方針」公表 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急対策措置の一部を改正する法律」公布
	11月	○財団法人「地球環境センター」を設立 ○フェニックス事業開始 泉大津処分場－大阪基地の開業	10月	・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について」発表 ・「今後の水俣病対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・厚生省「第7次廃棄物処理施設整備計画」公表
				・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」（水質自動監視測定装置による測定方法の追加）
	1月		11月	・「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規則等に関する法律施行令」一部改正
				・水俣病東京訴訟判決（東京地裁）
	4年		1月	・「自動車から排出される窒素酸化物の排出総量の抑制のための制度の基本的なあり方について」中央公害対策審議会に対し諮詢及び答申 ・国道43号線公害訴訟二審判決（大阪高裁）
				・大阪府「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」告示

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
平成 4年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策検討会」を設置 ○上海市から騒音防止担当職員を受入れ、研修を実施 ○「産業廃棄物管理指導計画」を策定 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟水俣病第二次訴訟判決（新潟地裁） ・大阪府「産業廃棄物管理計画」を策定
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車コミュニティーシステム事業稼働始める ○「大阪市低NOx機器普及促進方針」を策定 ○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会へ諮問 ○「固定発生源に係る窒素酸化物対策のあり方」策定 ○一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処分費用の改定 ○「国連環境開発会議」公式閉連行事「アンセッド世界都市フォーラム」ならびに「エコブラジル'92」（国際環境技術博覧会）へ大阪市も参加 ○大阪のごみを減らす懇話会提言（包装廃棄物の減量化に向けて） 	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止事業団法の一部を改正する法律公布（名称を環境事業団へ変更） ・大阪府「ごみ減量化のためのアクションプログラム」を公表 ・「ごみの減量化・再生利用対策の推進について」生活環境審議会廃棄物減量化再生利用専門委員会が公表 ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律公布 ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx法）公布 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行
	6月		6月	
	8月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物実態調査の実施 ○市民環境学習ルーム開設 ○「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」の改定 ○北区、都島区、旭区で空き缶空き瓶の分別収集テスト実施開始 ○地球環境センターの特定公益増進法人化認可 ○U N E P 国際環境技術センター開設記念シンポジウムを開催 ○U N E P 国際環境技術センター建物の着工 	7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・U N E P と外務省の間でU N E P 国際環境技術センターの設立に関する行政協定を締結 ・「環境基本法制のあり方について」中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会答申 ・自動車NOx法に係る特定地域の指定 ・自動車NOx法施行
5年	11月 3月		11月 12月 1月 2月	
		<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染常時監視システムを更新 		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NOx法に係る総量削減基本方針告示 ・自動車NOx法に係る排出抑制指針告示

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
平成 5年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の制定 ○「大阪地盤沈下総合対策協議会」設立30周年記念誌発刊 ○地球温暖化対策地域総合推進モデル事業調査（エコトピア2000）完了 ○環境部機構改革により課係の統合、移管、名称、変更並びに新設を行う。 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規則の施行 ○大阪市環境保全推進本部の設置 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準健康項目追加及び基準値の見なおし）
			4月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての大気環境指針」を設定、「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ
			6月	<ul style="list-style-type: none"> ・海域の窒素及び磷に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申
			8月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」及び「排水基準」の一部改正（海域の窒素磷について基準設定）
			9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会から答申
			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」制定、公布
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○「ニュー・アース'93（地球環境技術展）に大阪市参加 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「排水基準」の一部改正（ジクロロメタン等13物質について基準設定：平成6年2月1日施行）
		<ul style="list-style-type: none"> ○クリチバ市（ブラジル）との環境保全交流に関する協定書に調印 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」制定、公布
		<ul style="list-style-type: none"> ○本市職員をクリチバ市へ派遣 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「土壤の汚染に係る環境基準」の一部改正（項目追加）
		<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市地球環境保全行動計画」の基本方針策定 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府環境基本条例」制定（同4月施行） ・大阪府公害防止条例を見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」制定
			6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「環境の日」